

労働安全衛生法第 106 条から第 108 条の 2 の逐条解説

森山 誠也 労働基準監督官

一 逐条解説

法令の逐語解釈等においては、正確性及び簡単のため、行政通達、厚生労働省編解説書等について、文末脚註に出典元を明記した上で本文中に字句を変えず転記した部分がある。以下、単に第何条という時は本法の条番号を指すこととする。

法令等を引用する場合は□で囲むこととし、その際、本法については題名を省略し、本法以外の法令（本法に基づく命令等を含む）を引用する場合には題名等を明示する。国際労働基準は英語正文を引用した。

1 第 106 条

1.1 条文

（国の援助）

第百六条 国は、第十九条の三、第二十八条の二第三項、第五十七条の三第四項、第五十八条）、第六十三条、第六十六条の十第九項、第七十一条及び第七十一条の四に定めるもののほか、労働災害の防止に資するため、事業者が行う安全衛生施設の整備、特別安全衛生改善計画又は安全衛生改善計画の実施その他の活動について、金融上の措置、技術上の助言その他必要な援助を行うように努めるものとする。

2 国は、前項の援助を行うに当たっては、中小企業者に対し、特別の配慮をするものとする。

1.2 趣旨

本法では、本条以外にも事業者による安全衛生教育、労働者の健康保持増進等個々の事項について国の援助規定が置かれているが、本条は、それ以外の事項についても、国が、労働災害の防止に資するため、事業者が行う安全衛生施設の整備、特別安全衛生改善計画又は安全衛生改善計画の実施その他の活動について、金融上の措置、技術上の助言その他必要な援助を行うように努めるものとするを一般的に定めるとともに、国がこの援助を行うに当たっては中小企業者に対し特別の配慮をするものとするを定めたものである。

本条の位置付けを把握するために、本法中の複数の国の援助規定を、概括的に、その対象者と対象分野で分類すると、表 1 のようになる。

表 1 労働安全衛生法のうち国による援助規定に関する整理表

		対象者		
		事業者	事業者以外	対象者に限定無し
対象分野	労働災害防止	第 19 条の 3、 第 28 条の 2 第 3 項、 第 57 条の 3 第 3 項、 第 63 条、 第 106 条	第 107 条	第 58 条、 第 66 条の 10 第 9 項、 第 71 条
	快適職場形成	第 71 条の 4		

本条の制定理由及び制定当初の援助措置の概要については、施行通達¹で次のとおり説明されている。

発基第九一号

昭和四七年九月一八日

都道府県労働基準局長 殿

労働事務次官

労働安全衛生法の施行について

記

第三 概要

一〇 監督等（第一〇章関係）

（三）国の援助

事業者、とくに中小企業においては、資金的または技術的な問題により労働災害の防止措置が十分に果たせないという事情があることにかんがみ、法規制の拡充整備を図るとともに、国が事業者の行なう労働災害防止の基盤と環境を整備する努力を側面から援助することも、労働災害防止という点においては極めて有効な手法である。このため、この法律の制定を契機として、労働福祉事業団法を改正して、新たに労働安全衛生融資制度を設け、事業者に対しては安全衛生改善計画の実施に要する資金、健康診断機関に対しては健康診断用機器の購入に要する資金を労働福祉事業団が長期低利で融資することとし、また、租税特別措置法の一部改正により、新たに特定の労働安全衛生設備の特別償却が認められることとなり、これらの減税措置を講ずることによつて安全衛生設備の整備の促進をはかることとしたこと。

このほか、その一環として、国は、行政措置により、安全衛生教育を行なう指導員を養成するための安全衛生教育センターの設置、健康診断機関に対する特殊健康診断用機器の整備に要する経費の補助、中小企業における特殊健康診断の実施のための巡回健康診断の実施等の援助を行なうこととしていること。

なお、このうち「このほか、その一環として」から始まる段落は、本条ではなく、本法制定当時の第 63 条及び第 71 条の規定に関する記述であろう。

1.3 条文解釈

1.3.1 「国」

一般に、法令において国の義務を規定する場合の主語には、「国」や「政府」（第 108 条等）がある。

「国」とは、法律上の権利義務の主体としての国家を意味することが多いが、これに対して「政府」は行政府、即ち内閣及びその統括の下にある行政機関の意味で用いられるこ

¹ 昭和 47 年 9 月 18 日付け発基第 91 号「労働安全衛生法の施行について」（https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tb2042&dataType=1）

とがある²。

例えば、男女共同参画社会基本法第 11 条（法制上の措置等）は、政府に施策の実施のため必要な具体的措置を講じることを義務付けることを明確にするために、主語を「国」でなく「政府」としている³。

また、国の義務を規定する場合の主語に「厚生労働大臣」（第 28 条の 2 第 3 項、第 57 条の 3 第 4 項、第 107 条等）など行政機関の長が置かれる場合もある。行政機関の長の援助義務は、援助の範囲が当該行政機関の権限の範囲内で行うことができるものに限定されると考えられる一方で、当該行政機関の長に一定の具体的な義務が課されたものとも解すこともできる。

本条は、主語を「政府」ないし「厚生労働大臣」とせず、最も広義の「国」としていることから、立法による措置を含めたあらゆる意味における国の援助について一般的かつ包括的に規定したもの（*特定行政機関や政府のみならず、三権全ての責務であり、義務とまでは言えない）と解することができるだろう。

1.3.2 「第十九条の三…に定めるもの」

現在、本法では、本条以外に、表 2 のとおり、9 つの国又は厚生労働大臣による援助規定を置いている

表 2 労働安全衛生法中第 106 条以外の国等による援助規定

条項	規定内容の概要
第 19 条の 3	国は、産業医の選任義務のない規模の事業場〔筆者註＝常時 50 人未満の労働者を使用する事業場〕の労働者の健康の確保のために援助を行うよう努めること。（労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成 8 年 6 月 19 日法律第 89 号）により新設）
第 28 条の 2 第 3 項	厚生労働大臣は、事業者が行うリスクアセスメントについて指針に基づいて必要な指導、援助等を行うことができること。（労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成 17 年 11 月 2 日号外法律第 108 号）により新設）
第 57 条の 3 第 4 項	厚生労働大臣は、事業者が行う通知対象物等に係るリスクアセスメントについて指針に基づいて必要な指導、援助等を行うことができること。（労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成 26 年 6 月 25 日法律第 82 号）により新設）
第 58 条	国は、化学物質に係る有害性の調査の適切な実施に資するため、必要な援助に努めるほか、自ら有害性の調査を実施するよう努めるこ

² 田島信威『最新 法令用語の基礎知識【三訂版】』（ぎょうせい、2005 年）212-214 頁

³ 男女共同参画局「男女共同参画社会基本法逐条解説」第 11 条（https://www.gender.go.jp/about_danjo/law/kihon/chikujyou11.html）

	と。（労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律（昭和 52 年 7 月 1 日法律第 76 号）により第 57 条の 4 として新設、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（平成 11 年 5 月 21 日法律第 45 号）により第 57 条の 5 に移動、労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成 26 年 6 月 25 日法律第 82 号）により第 58 条に移動）
第 63 条	国は、事業者が行う安全衛生教育の効果的实施を図るため必要な施策の充実に努めること。（本法制定時から改廃無し）
第 66 条の 10 第 9 項	国は、心理的な負担の程度が労働者の健康の保持に及ぼす影響に関する医師等に対する研修を実施するよう努めるとともに、ストレスチェック結果を利用する労働者の健康の保持増進を図ることを促進するための措置を講ずるよう努めること。（労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成 26 年 6 月 25 日法律第 82 号）により追加）
第 71 条	国は、労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るため、必要な資料の提供、作業環境測定及び健康診断の実施の促進、受動喫煙の防止のための設備の設置の促進、事業場における健康教育等に関する指導員の確保及び資質の向上の促進その他の必要な援助に努めるとともに、この援助を行うに当たって、中小企業者に対し、特別の配慮をするものとする。こと。（第 71 条の援助の対象は、本法制定当初は健康診断のみに係る規定であったが、作業環境測定法（昭和 50 年 5 月 1 日法律第 28 号）により作業環境測定が追加され、労働安全衛生法の一部を改正する法律（昭和 63 年 5 月 17 日法律第 37 号）により労働者の健康の保持増進とされるとともに第 2 項が新設されて中小企業者への特別の配慮をするものとされ、労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成 26 年 6 月 25 日法律第 82 号）により援助の一つに受動喫煙の防止のための設備の設置の促進が追加）
第 71 条の 4	国は、事業者による快適な職場環境を形成する措置の適切有効な実施に資するため、必要な援助を行うよう努めること。（労働安全衛生法及び労働災害防止団体法の一部を改正する法律（平成 4 年 5 月 22 日法律第 55 号）による追加）
第 107 条	厚生労働大臣は、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者、産業医、コンサルタントその他労働災害の防止のための業務に従事する者の資質の向上を図り、及び労働者の労働災害防止の思想を高めるため、資料の提供その他必要な援助を行うように努めること。（沿革については 2.5 参照）

本法制定時、本条以外の援助規定はこれらのうち第 63 条、第 71 条及び第 107 条のみであったが、その後の法改正により 9 個に増加している。

本条は、事業者が行う活動に対する国の援助義務に関する一般的規定であり、このうち第 107 条を除く 8 個の特別の事項以外の事項についても、国が援助を行うよう努めることを規定している。

したがって、立法技術的に言えば、本条から特別規定を分離し、又は特別規定を本条に吸収することもできるであろう。

ただし、この 8 個の特別規定の中には、事業者が行う活動に対する援助を定めるもののほか、援助の対象者を事業者に限定していないものもあることから、全てを本条に吸収することはできない。また、第 71 条の 4 は、快適な職場環境の形成を目的とする規定であることから、労働災害の防止を目的とする本条に吸収することはできないであろう。

以上のほか、第 93 条において、産業安全専門官及び労働衛生専門官の職務として、事業者、労働者その他の関係者に対し、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な事項について指導及び援助を行うことを定めている。

1.3.3 「労働災害の防止に資するため」

本法の目的は、第 1 条によれば、労働災害の防止（ないし職場における労働者の安全と健康の確保）と快適な職場環境の形成を促進することの 2 つであるが、本条は、このうち前者に係る国の援助について規定したものである。

後者に関する国の援助については、第 71 条の 4 で規定されている。

1.3.4 「事業者」

事業者については、第 2 条で「事業を行う者で、労働者を使用するもの」と定義されている。

1.3.5 「安全衛生施設の整備」

「施設」とは、一定の目的のために設けられる土地や建物を意味することもあるが、さらに広く物的設備のほかに人的要素を加味した事業活動の全体を総合的に指し示す意味で用いられることが多いとされる⁴。

「整備」とは、一般に、整えそなえることをいい⁵、新設はもちろん、点検、修理等も含まれるだろう。

かつて存在した職場環境改善資金制度の貸付条件によれば、機械等の新設、増設及び改造、土地の取得及び整備と並んで運転資金も融資対象となっているが⁶、これらはいずれも「安全衛生施設の整備」に対するものといえるだろう。

1.3.6 「特別安全衛生改善計画又は安全衛生改善計画の実施」

第 78 条の特別安全衛生改善計画、第 79 条の安全衛生改善計画をいう。

この部分は、従来「安全衛生改善計画」であったものが、労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成 26 年 6 月 25 日法律第 82 号）による特別安全衛生改善計画指示制度の創

⁴ 田島信威『最新 法令用語の基礎知識【三訂版】』（ぎょうせい、2005 年）288 頁

⁵ 小学館『精選版日本国語大辞典』の「整備」の項

⁶ 労働省労働基準局『労働衛生のしおり 平成 11 年度』（中央労働災害防止協会、1999 年）234 頁

設により、「特別安全衛生改善計画又は安全衛生改善計画」と表現が整理された。従前は第 78 条で安全衛生改善計画制度（第 1 項：都道府県労働局長による事業者への作成指示、第 2 項：事業者による過半数代表への意見聴取）を、第 79 条で事業者と労働者双方の安全衛生改善計画の遵守義務を規定していたが、同改正法によりこれら 2 か条の全部が改正され、第 78 条で特別安全衛生改善計画制度が、第 79 条で安全衛生改善計画制度が規定されることになった。旧第 78 条と第 79 条の内容は、現在の第 79 条に統合され、旧第 79 条の内容は、第 78 条の第 3 項に設けられると共に、第 2 項と共に、第 79 条の第 2 項で準用された。

第 78 条の特別安全衛生改善計画制度では、必要と認める場合の計画変更指示（第 4 項）、計画不遵守等の場合の必要な措置の勧告（第 5 項）、勧告不遵守の場合の企業名公表（第 6 項）の定めが特徴であり（第 79 条の安全衛生改善計画制度には存在しない）、現在の第 79 条は、共通する第 2 項（過半数代表からの意見聴取）と第 3 項（労使による計画遵守義務）を準用する形をとっている。

かつて存在した職場環境改善資金では、事業者側から労働基準監督署への相談を端緒として労働基準監督署が事業場を点検し、その結果に基づき都道府県労働基準局長が当該事業者に対して安全衛生改善計画の作成を指示し、それに対して事業者が安全衛生改善計画を作成することが貸付条件の一つとされていた⁷。

1.3.7 「その他の活動」

労働災害の防止に資するあらゆる活動が含まれると解される。

1.3.8 「金融上の措置」

一般に、金融とは、金銭の融通、特に資金の借り手と貸し手の間で行われる貨幣の信用取引をいう⁸。

一般に、政府による資金供給のあり方には無償資金（補助金等の予算措置）と有償資金（融資、出資及び投資）が考えられるが⁹、金融上の措置といった場合には、有償資金を意味することが多いと思われる。

かつて存在した融資事業（1.7.4.3 節参照）は 1.3.2 節及び 1.4 節に掲げた各規定に基づく援助に該当しない限り、原則的には本条に基づくものであろう。

なお、国の施策実施規定中の「〇〇上の措置」という形の表現については、ものづくり基盤技術振興基本法（平成 11 年法律第 2 号）第 7 条の「法制上、財政上又は金融上の措

⁷ 労働省労働基準局『労働衛生のしおり 昭和 56 年度』（中央労働災害防止協会，1981 年）193-194 頁

⁸ 小学館『デジタル大辞林』の「金融」の項。

⁹ 財務省ウェブサイト「財政投融资とは——財政政策としての財政投融资」（https://www.mof.go.jp/policy/filp/summary/what_is_filp/index.htm）を参照（2021 年 9 月 21 日閲覧）。

置」、バイオマス活用推進基本法（平成 21 年法律第 52 号）第 19 条の「法制上、財政上、税制上又は金融上の措置」、スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）第 8 条の「法制上、財政上又は税制上の措置」、労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律（平成 27 年法律第 69 号）の「法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置」など、基本法に用例が多い。

1.3.9 「技術上の助言」

「技術上の助言」には、労働基準監督機関による援助（1.7.1 節、1.5 節参照）が含まれる。なお、第 93 条で、産業安全専門官及び労働衛生専門官は、事業者に対して労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な事項について指導及び援助を行うと規定されているが、これも「技術上の助言」に含まれるであろう。

労働基準監督機関以外の機関による技術上の助言としては、労災防止指導員等の制度（1.7.4.1 節参照）、産業保健総合支援センターの相談対応（第 19 条の 3 の規定に係る援助を除く。）、中央労働災害防止協会が行う中小規模事業場安全衛生サポート事業等は、この技術上の助言に含まれるだろう。

1.3.10 「その他必要な援助」

金融上の措置及び技術上の助言以外の必要な援助としては、減税措置、補助金（助成金を含む）、資料の提供、集団指導（講習会）等がこれに該当するだろう。

なお、一般的に、減税、納税猶予等の措置を「税制上の措置」とする用例や、補助金の支出や金融上の措置を含めた予算案の作成及び国会提出、予算の執行等による措置を「財政上の措置」とする用例がある³。

「減税措置」については、国の徴税権に制約を加えるものであることから¹⁰、あるいは直接的に税収減に繋がることから¹¹、各種の援助措置の中でも、実現のためのハードルが極めて高いと言われているという証言がある。

1.3.11 「援助を行う」

「援助」には、国が自ら事業を行うもののみならず、国費を投じた委託事業等を行う場合も含まれると解される¹²。また、これには労災保険料財源による事業が含まれると解さ

¹⁰ 半田有通氏（元厚生労働省労働基準局安全衛生部長，昭和 58 年労働省入省，平成 26 年 7 月 11 日退職）への電子メールでの問合せに対する回答（令和 3 年 6 月 16 日）による。

¹¹ 畠中信夫氏（元中央労働委員会事務局次長，昭和 43 年労働省入省，労働安全衛生法案作成に従事，元白鷗大学法学部教授）への電話での問合せ結果（令和 3 年 10 月 25 日）による。

¹² 事業仕分けにおける厚生労働省の行政事業レビューシートにおいて、委託事業の根拠条文として、労働安全衛生法第 106 条第 1 項が記載されている（中央労働災害防止協会に委託する安全衛生情報センター運営等事業 https://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyou

れている¹³。しかし、労災保険料財源による事業を「国の援助」といえるか否かという問題については、別途 1.8.4 節で検討する。

なお、補助金を始めある種の事業には当然予算が必要となるが、既に事業者に対して義務付けられた事項を援助することは難しく、事業者の努力義務となっている事項の促進のための援助や、法令改正に伴う経過措置期間において事業者の対応を促進するための援助の方が、予算措置を求めやすいという証言がある¹⁴。経過措置に関する補助金の例として、近年ではフルハーネス型墜落制止用器具等の導入促進のための既存不適合機械等更新支援補助金事業（1.7.4.4 節参照）がある。

1.3.12 「努めるものとする」

本条の規定は努力義務にとどまっており、また援助内容が具体的に定められているわけではないことから、本条に基づく援助事業の経費は義務的経費ではなく裁量的経費にとどまり、その時々々の政治及び政策により大きな影響を受けると考えられる。

しかし、援助措置に係る予算要求の際の根拠条文となりうることから¹¹、その点で、本条には意義があるといえる。

1.3.13 「中小企業者」

本条及び第 71 条で「中小企業者」という語が使用されているが、その定義は示されていない。

中小企業者に関する国等の施策の総合的な推進等については、中小企業基本法（昭和 38 年 7 月 20 日法律第 154 号）で定められているが、同法第 2 条第 1 項では、同法に基づいて講ずる国の施策の対象とする「中小企業者」の原則的な範囲（以下本稿において「原則的範囲」という。）が表 5 のように定められている。ただし、同項に明記されているように、それは飽くまで原則であり「その範囲は、これらの施策が次条〔筆註＝第 3 条〕の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。」と規定されている。

本条に基づいて講ぜられる国の援助措置である既存不適合機械等更新支援補助金事業（1.7.4.4 節参照）の対象者は、この原則的範囲の中小企業者となっている。

ただし、この中小企業者の原則的範囲は、法改正等により変更されうるものであること

[sei_review_sheet/pdf/0937.pdf](#) など）。

¹³ 事業仕分けにおける厚生労働省の行政事業レビューシートにおいて、労災保険料財源による安全衛生情報センター運営等事業の根拠条文として、労働安全衛生法第 106 条第 1 項が記載されている（https://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0937.pdf など）。

¹⁴ 野澤英児氏（元福岡労働局長，平成 30 年 7 月 31 日退職）への ZOOM によるインタビュー（令和 3 年 9 月 11 日）による。

に注意が必要である。

中小企業基本法は昭和 38 年 7 月 20 日に公布され、即日施行されたが、このときの中小企業者の原則的範囲は、表 3 のとおりであった。

表 3 中小企業基本法による中小企業者の範囲（昭和 38 年 7 月 20 日～昭和 48 年 10 月 14 日）

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①工業、鉱業、運送業その他の業種（②を除く）	5000 万円以下	300 人以下
②商業又はサービス業	1000 万円以下	50 人以下

その後、中小企業者の範囲の改定等のための中小企業基本法等の一部を改正する法律（昭和 48 年 10 月 15 日法律第 115 号、即日施行）により中小企業基本法の中小企業者の原則的範囲は表 4 のように改められた（現在のものに類似するが、若干資本金額が少ない）。

表 4 中小企業基本法による中小企業者の範囲（昭和 48 年 10 月 15 日～平成 11 年 12 月 2 日）

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①工業、鉱業、運送業その他の業種（②及び③を除く）	1 億円以下	300 人以下
②卸売業	3000 万円以下	100 人以下
③小売業又はサービス業	1000 万円以下	50 人以下

さらにその後、中小企業基本法等の一部を改正する法律（平成 11 年 12 月 3 日法律第 146 号）による改正により、中小企業基本法の中小企業者の原則的範囲は現在のもの（表 5）に改正された（即日施行）。

表 5 中小企業基本法による中小企業者の範囲（平成 11 年 12 月 3 日～現在）

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業その他の業種（②～④を除く）	3 億円以下	300 人以下
②卸売業	1 億円以下	100 人以下
③サービス業	5000 万円以下	100 人以下
④小売業	5000 万円以下	50 人以下

1.4 関係規定

ここでは他の労働安全衛生関係法令中の国等の援助規定について述べることにし、本法

中の関係規定については 1.3.2 節で、国の援助事業の実施に関する法令については必要に応じて 1.7 節の中で、国際労働基準については 1.5 節で述べることとする。

労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、じん肺法（昭和 35 年法律第 30 号）、船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和 42 年法律第 61 号、船災防法）、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和 42 年法律第 92 号、CO 法）、家内労働法（昭和 45 年法律第 60 号、家労法）、作業環境測定法（昭和 50 年法律第 28 号、作環法）及び建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成 28 年法律第 111 号、建設職人基本法）においては、表 6 のように、国の援助に関する規定が設けられている。

表 6 労働安全衛生法以外の労働安全衛生に関する法律における国等の援助規定

法条項	規定内容の概要
労働基準法第 105 条の 2	厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、労働基準法の目的を達成するために、労働者及び使用者に対して資料の提供その他必要な援助をしなければならないこと。
じん肺法第 32 条～第 35 条	政府は、事業者に対して粉じんの測定・発散防止抑制、じん肺健康診断その他じん肺に関する予防及び健康管理に関し、必要な技術的援助を行うように努めるとともに、じん肺の予防に関する技術的研究及び当該技術的援助を行うため必要な施設の整備を図らなければならないこと。また、都道府県労働局及び産業保安監督部に、事業者が行うじん肺の予防に関する措置について必要な技術的援助を行わせるため、粉じん対策指導委員を置くこと。 政府は、じん肺管理区分が管理 3 の労働者の職業転換に関し適切な措置を講ずるよう努めること。 政府は、じん肺にかかった労働者であつた者の生活の安定を図るため、就労の機会を与えるための施設及び労働能力の回復を図るための施設の整備その他に関し適切な措置を講ずるよう努めなければならないこと。
船災防法第 5 条	国は、船舶所有者又は船舶所有者の団体が船員災害の防止を図るために行う活動について、財政上の措置、技術上の助言、資料の提供その他必要な援助を行うように努めるとともに、船員災害の防止に資する科学技術の振興を図るため、研究開発の推進及びその成果の普及その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
CO 法第 9 条～第 11 条	政府は、炭鉱災害による CO 中毒症について療養補償給付を受けていた被災労働者であつて同症が治つたものに対し、必要があると認めるときは、社会復帰促進等事業の一環として診察、保健指導等を行うこと。

	また、政府は、炭鉱災害による CO 中毒症にかかった被災労働者のためのリハビリテーション施設の整備に努めなければならないこと。
家労法第 25 条	国又は地方公共団体は、家内労働者及び委託者に対し、資料の提供、技術の指導、施設に関する便宜の供与その他家内労働法の目的を達成するために必要な援助を行なうように努めなければならないこと。
作環法第 47 条	政府は、作業環境測定士の資質の向上並びに作業環境測定機関及び登録講習機関の業務の適正化を図るため、資料の提供、測定手法の開発及びその成果の普及その他必要な援助を行うように努めるものとする。
建設職人基本法第 7 条	政府は、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならないこと。

別途、労働基準法については 1.6.2 節、家内労働法については 1.9.3 節、船員法については 1.9.2 節を参照されたい。

1.5 国際労働基準

日本は、1919 年の創設時から国際労働機関（ILO）に参加していたが、1938 年 11 月に脱退を通告し、2 年後に発効した。その後、1951 年の第 34 回 ILO 総会で日本の再加盟が承認され、同年 11 月に発効した¹⁵。

従来、国際労働基準においても、国や労働監督機関による援助について繰り返し謳われてきた。

1.5.1 労働者保護を目的とする法令及規則の実施を確保する為の監督制度の組織に付ての一般原則に関する勧告（第 20 号）

労働者保護を目的とする法令及規則の実施を確保する為の監督制度の組織に付ての一般原則に関する勧告（第 20 号、第 5 回総会で 1923 年 10 月 29 日採択）¹⁶では、次のとおり、監督官は、健康安全の最善の標準（best standards）について、使用者に対し情報供与及び助言（inform and advise）をすべきと勧告している。

Recommendation concerning the General Principles for the Organisation of Systems of Inspec-

¹⁵ International Labour Organization－ILO 駐日事務所「ILO と日本－小史」（<https://www.ilo.org/tokyo/ilo-japan/history/lang--ja/index.htm>）

¹⁶ International Labour Organization－ILO 駐日事務所－1923 年の労働監督勧告（第 20 号）（https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-recommendations/WCMS_239341/lang--ja/index.htm）

tion to Secure the Enforcement of the Laws and Regulations for the Protection of the Workers, 1923 (No. 20, ILO)

II. Nature of the Functions and Powers of Inspectors

B. SAFETY

7. (略)

(b) that inspectors should inform and advise employers respecting the best standards of health and safety;

1.5.2 産業災害の予防に関する勧告（第 31 号）

産業災害の予防に関する勧告（第 31 号，第 12 回総会で 1929 年 6 月 21 日採択，第 109 回総会で 2021 年撤回）¹⁷では、第 10 項で常設安全展覧会の設置又は設置の促進を勧告していた。また、第 23 項で国が災害保険機関及び災害保険会社を災害予防事業に協力させるべきことを勧告しており、その協力の方法の例として、監督機関への災害情報の報告、災害調査研究機関及び安全第一運動への協力、使用者への安全装置の貸付、災害防止について労働者、技術者その他の者がした発明等に対する褒賞、使用者及び公衆への宣伝、安全措置への助言並びに安全博物館及び災害予防教育施設への醸出を挙げていた。

また、第 107 条関係であるが、同勧告第 9 項では、国が災害予防に関する労働者の関心を覚醒させ維持させるための取組を行うべきことについて、同勧告第 11 項では、国が、使用者に災害予防に関する労働者教育の改善を行わせ、労働者団体にその教育への協力を行わせるようにすべきことについて勧告していた。

Prevention of Industrial Accidents Recommendation, 1929 (No. 31)

III. Organisation of Inspection

A. ORGANISATION OF THE STAFF

9. It is recommended that the Members should do all in their power to awaken and maintain the interest of the workers in the prevention of accidents and ensure their co-operation by means of lectures, publications, cinematograph films, visits to industrial establishments, and by such other means as they may find most appropriate.

10. It is recommended that the State should establish or promote the establishment of permanent safety exhibitions where the best appliances, arrangements and methods for preventing accidents and promoting safety can be seen (and in the case of machinery, seen in action) and advice and information given to employers, works officials, workers, students in the engineering and technical schools, and others.

11. In view of the fact that the workers, by their conduct in the factory, can and should

¹⁷ International Labour Organization – ILO 駐日事務所 – 1929 年の産業災害予防勧告（第 31 号）（https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-recommendations/WCMS_239330/lang--ja/index.htm）

contribute to a large extent to the success of protective measures, the State should use its influence to secure (a) that employers should do all in their power to improve the education of their workers in regard to the prevention of accidents, and (b) that the workers' organisations should by using their influence with their members co-operate in this work.

IV. Inspectors' Reports

23. The State should use its influence with accident insurance institutions and companies to co-operate in the work of accident prevention by such means as the following: communication of information on causes and consequences of accidents to the inspection service or other supervising authorities concerned; co-operation in the institutions and committees referred to in Paragraph 1 and in the Safety First Movement in general; advances to employers for the adoption or improvement of safety appliances; the award of prizes to workmen, engineers and others who, by their inventions or ideas, contribute substantially to the avoidance of accidents; propaganda among employers and the public; advice on safety measures, contributions to safety museums and institutions for instruction in accident prevention.

1.5.3 労働監督官の手引

労働監督官の手引（Guide for labour inspectors）（1955 年）¹⁸では、最も効果的な監督手法として、健全な労働条件及び法令に関する理解の促進と、労使に対し最も効果的な法的義務履行についての情報提供と助言を行うこととし、重大・悪質な違反行為に対してやむをえず抑圧的な措置を講じることとしている。

Guide for labour inspectors

Part I. *The Labour Inspection Service*

Method and Standards of Inspection

Methods of Inspection

〈略〉

The most effective practice is to lay particular stress on promoting understanding of sound labour conditions and of the legal provisions, and on informing and advising employers and workers of the most effective means of complying with their legal obligations. At the same time, the way is left open for repressive measures to be applied, if unavoidable, in cases of serious or repeated offences and obviously intentional violation.

1.5.4 その他

以上のほか、日本は批准していないが、職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する

¹⁸ International Labour Organization – A Guide for Labour Inspectors (Part I) (https://www.ilo.org/labadmin/info/WCMS_111289/lang--en/index.htm)

条約（第 155 号，第 67 回総会で 1981 年 6 月 22 日採択）¹⁹及びこれを補足する職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する勧告（第 164 号，第 67 回総会で 1981 年 6 月 22 日採択）²⁰では、国の援助を含む国の施策についてより体系的な規定がなされている。

1.6 沿革

ここでは国等の援助ないし援助規定の沿革について述べることにするが、労働者災害補償保険事業の沿革については 1.8 節で、国際労働基準の沿革については 1.5 節で述べることにする。

なお、筆者が若干の調査を行った範囲内では、戦前戦中の労働関係法において国の援助規定を見出すことはできなかった。

1.6.1 戦前戦中の状況

戦前戦中の民間団体（官製を含む。）による労働安全衛生関係の運動、活動等については、中央労働災害防止協会編『労働安全運動史—安全専一から 100 年』（2011 年）²¹にも詳しいが、学術的な文献としては、近代日本の安全衛生運動に尽力した蒲生俊文に焦点を当てた研究である堀口良一著『安全第一の誕生—安全運動の社会史 増補改訂版』（不二出版，2015 年）²²がある。同書によれば、戦前期の日本の安全運動（個別の社内運動及び地域的ないし業界内の運動を除く。）には、大正 6 年に始まる安全第一協会、中央災害防止協会、日本安全協会と続く民間の安全運動の系統と、昭和 4 年に設立された産業福利協会を起源とする官製の安全運動の系統があり、この 2 系統は昭和 16 年に大日本産業報国会へ統合された²³。

¹⁹ International Labour Organization—ILO 駐日事務所—1981 年の職業上の安全及び健康に関する条約（第 155 号）（https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS_239024/lang--ja/index.htm）

²⁰ International Labour Organization—ILO 駐日事務所—1981 年の職業上の安全及び健康に関する勧告（第 164 号）（https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-recommendations/WCMS_239197/lang--ja/index.htm）

²¹ 中央労働災害防止協会編『労働安全運動史—安全専一から 100 年』（2011 年）。なお、類似書として、中央労働災害防止協会編『日本の安全衛生運動—五〇年の回顧と展望—』（1971 年）、中央労働災害防止協会編『安全衛生運動史—労働保護から快適職場への七〇年—』（1984 年）がある。

²² 堀口良一『安全第一の誕生—安全運動の社会史 増補改訂版』（不二出版，2015 年）。同書序章の冒頭文によれば、「本書は、近代日本における安全運動の誕生過程について、その思想と活動を蒲生俊文（一八八三～一九六六年）に焦点をあてて解明することを課題とする」。

²³ 堀口良一『安全第一の誕生—安全運動の社会史 増補改訂版』（不二出版，2015 年）3-4

安全第一協会は、雑誌『安全第一』の刊行のほか、大正 8 年 5 月 4 日から 7 月 10 日まで文部省東京教育博物館で開催され延べ 183,605 人の入場者があった災害防止展覧会（別称 安全第一展覧会）に多大な協力を行うとともに、同展覧会会期のうち 6 月 15 日から 6 月 21 日まで、東京市とその隣接町村において内田 嘉吉²⁴を主催者代表として日本最初の安全週間を実施したが、収入の殆どを会費及び寄附に頼っており²⁵、筆者の若干の調査では、国が援助をしていた状況は確認できなかった。

産業福利協会は、大正 14 年 11 月、内務省社会局の外郭団体として設立されたが、その性格は、工場法等の労働法規の円満な施行、労働安全衛生の改善、労働者福利の増進等を目的とした工場及び鉱山に関する事業主団体の全国組織として、労働行政を所管する内務省社会局を補佐するものであり、事務所は社会局内に置かれていた²⁶。その後、産業福利協会は昭和 4 年 2 月に財団法人となり、昭和 11 年に解散した。産業福利協会の理事は、社会局職員から構成され、社会局長官を会長、社会局労働部長を理事長としており、これはその後財団法人化して理事の一部に民間人を起用するようになってからも変わることはなかった²⁷。

産業福利協会の事業は、月刊誌『産業福利』や安全衛生関係図書の刊行や災害豫防及び衛生に関するポスター、パンフレット類の配布、安全週間・衛生週間の実施、安全委員会の奨励指導等であったが、財政面においては会費等を主体としながらも例えば昭和 2 年度において歳入 5.7 万円のうち国庫補助 2 万円、財団法人化後の昭和 10 年度において歳入 6.1 万円のうち国庫補助 1.1 万円であり、国の援助が行われたことが分かる²⁸。

財団法人産業福利協会は、昭和 11 年に協調会に吸収され、その事業は協調会産業福利

頁

²⁴ 内田嘉吉は、1866 年 10 月江戸生まれ、1884 年 7 月東京外国語学校独逸語科卒業、1891 年 7 月帝国大学法科大学法律学科卒業、同年 8 月逓信省入省、海事行政に従事、逓信次官、貴族院議員等を歴任、米国滞在中に安全第一運動を知り、帰国後普及に尽力する（堀口良一『安全第一の誕生—安全運動の社会史 増補改訂版』（不二出版、2015 年）68-69 頁参照）。

²⁵ 堀口良一『安全第一の誕生—安全運動の社会史 増補改訂版』（不二出版、2015 年）60-61 頁

²⁶ 堀口良一『安全第一の誕生—安全運動の社会史 増補改訂版』（不二出版、2015 年）126-127 頁

²⁷ 堀口良一『安全第一の誕生—安全運動の社会史 増補改訂版』（不二出版、2015 年）127 頁

²⁸ 堀口良一『安全第一の誕生—安全運動の社会史 増補改訂版』（不二出版、2015 年）128-131 頁

部に受け継がれ、昭和 16 年 4 月、協調会産業福利部は汽罐協会等とともに大日本産業報国会に統合されることとなる（ただし協調会の本体は、大日本産業報国会に統合されず存続した。）^{23,29,30}。

1.6.2 戦後の状況

昭和 20 年 11 月 1 日、工場法戦時特例（昭和 18 年 6 月 16 日勅令第 500 号）が廃止された³¹。

戦後、労働者の福祉のための国の援助としては、都道府県労働基準局等を介した労務用物資（作業用必需品、食料及び嗜好品）の配給³²が行われたこともあった。

労務法制審議会は、昭和 21 年 12 月 24 日の最終総会において労働基準法草案の答申案を決定し、同案はその後立法技術上の見地から 12 の点について修正が加えられた外そのまま帝国議会で成立をみたが、その最終総会において、休業手当と罰則適用について次の附帯決議が付けられた³³。

- 一、現下におけるわが國産業の實情にかんがみ、政府は、労働者又は使用者のいずれの責にも歸すべからざる事由による休業に對して労働者の生活を保障するごとく施策を講ぜられ度い。
- 二、この法律の違反事件については監督官による戒告、起訴猶豫、その他刑事政策上の考慮をはらひ、みだりに初犯者に體刑を科し、法の運用を苛酷ならしめることなきを期せられたい。

この附帯決議の一は、政府による労働者の生活援助が求めるものであり、二は、使用者に対する指導・助言の必要性を示したものと考えることができるだろう。

また、昭和 22 年 3 月 27 日の第 92 回帝国議会貴族院本会議で労働基準法案が可決成立した際、次の希望決議がなされた。

希望決議

政府は本法の施行に當り左の諸點に留意せられむことを望む

一、本法の施行期日を定むるに當りては經濟、労働の實狀、特に本法運営の爲多くの施設準備を要すべき事情に鑑み、十分の餘裕を存するやう篤と考慮すること

²⁹ 中央労働災害防止協会『労働安全運動史——安全専一から 100 年』（2011 年）196 頁

³⁰ 社団法人日本ボイラ協会『五十年の歩み』（1996 年）13 頁

³¹ 工場法戦時特例等廢止ノ件（昭和 20 年 10 月 24 日勅令第 600 號）（昭和 20 年 10 月 24 日官報第 5636 號 <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2962140/2>）

³² 労務用物資対策に関する件（1946 年 11 月 29 日閣議決定 <https://rnavi.ndl.go.jp/politics/entry/bib00764.php>）

³³ 寺本廣作『労働基準法解説』（時事通信社、1948 年）（日本立法資料全集別巻 46 信山社）130-131 頁

二、本法施行の爲の命令規則の制定に當りては、經濟、勞働に知識經驗ある委員に諮問して之を行ふこと

三、本法の運營に當りては徒らに取締乃至處罰を旨とすること無く、指導斡旋に努め且つ此の方針を行政の末端に徹底せしむること

四、本法の施行と並行して社會保險及び公的醫療機關の整備充實を圖ること

この希望決議の三からは、労働基準法の実施に際し、政府には厳正な制裁のみならず指導斡旋が強く求められていたことがうかがえる。

労働基準法に国の援助義務が初めて明記されたのは、労働基準法の一部を改正する法律（昭和 27 年 7 月 31 日法律第 287 号）により雑則の筆頭に新設された第 105 条の 2 で、同条は同年 9 月 1 日に施行された。

労働基準法（昭和二十二年四月七日法律第四十九号）

第十二章 雑則

（国の援助義務）

第百五條の二 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、この法律の目的を達成するために、労働者及び使用者に対して資料の提供その他必要な援助をしなければならない³⁴。

労働基準法には目的規定はないが、この条文における「この法律の目的」とは、労働基準法第 1 条の趣旨から、労働者に人たるに値する生活³⁵を保障する労働条件の最低基準を確保し、さらに労働条件を向上させることと解される³⁶。この「資料の提供」にはパンフレット、リーフレット等の提供が含まれ、「必要な援助」には、助言、勧告等のほか、福利施設、住宅等に対する財政的援助等が含まれる³⁷。

当時は労働基準法で労働安全衛生に関する事項が定められていたことから、これらには労働安全衛生に関するものも含まれていた。

この改正は、昭和 26 年の政令諮問委員会の後、同年 9 月 11 日労働省発基第 74 号をもって労働大臣から諮問を受けた中央労働基準審議会が、昭和 27 年 3 月 15 日にした答申及び建議に基づいてなされたものである。

この諮問は、「労働基準法及びこれに基く諸規則は独立国家として我が国が国際社会に

³⁴ 現行安衛法第 106 条は、国の努力義務規定となっている。

³⁵ 寺本廣作『ある官僚の生涯』（株制作センター、1976 年、非売品）96-97 頁によると、「人たるに値する生活」は、当時厚生省労政局労働保護課長として労働基準法案の起草を主導した寺本廣作がヴァイマル憲法第 151 条第 1 項から取った表現とのことである。

³⁶ 厚生労働省労働基準局『労働法コンメンタール③平成 22 年版 労働基準法 下』（労務行政、2011 年）1002 頁

³⁷ 労働省労働基準局『労働法コンメンタール 3 改訂新版 労働基準法 下』（労務行政研究所、1969 年）1052 頁

復帰するに際し、再検討を加える必要があると認められる。如何なる点を改正すべきか。貴会の意見を問う。」という包括的なものであり、これに対して中央労働基準審議会は多岐に亘る事項を審議し、答申では次のとおり国の援助義務についても提案するに至った³⁸。

労働基準法の改正に関する答申並びに建議

四、問題点の審議経過は、次の通りである。

A 労使公益三者の意見の一致したもの

a 法律改正に関するもの

(九) 労働基準法中に、国は、労働者の福祉の向上によつて労働能率を増進するために資料の提供その他必要な援助をなさなければならない旨の規定を設けること。

これは、日本労働組合総評議会から「福利厚生施設に関し労働基準法中に使用者に対して必要な措置を講ずる義務を課するとともに、国もこれに対して援助協力すべきこと」として、また日本リクリエーション協会から「事業場におけるリクリエーション施設の最低基準を法的に定めること」として提案されたものに対し、使用者側が使用者による義務を時期尚早として反対した結果、国の援助義務だけが答申としてまとめられたものである³⁸。

この答申中「労働者の福祉の向上によつて労働能率を増進するために」の部分は、法案の段階で「この法律の目的を達成するために」とされた。「この法律の目的」の意義については上述のとおりである。

その後、けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法（昭和 30 年 7 月 29 日法律第 91 号）やその後身であるじん肺法（昭和 35 年 3 月 31 日法律第 30 号）においても政府の援助規定が設けられた。

1.6.3 沖縄法令

戦後、アメリカ合衆国の統治下にあった沖縄では、昭和 28 年 9 月 1 日に労働基準法（1953 年 9 月 1 日立法第 44 号）が公布され、同年 10 月 1 日から施行されたが、この際、本土の労働基準法と同様、雑則の筆頭に次のとおり政府の援助義務が定められた³⁹。

労働基準法（一九五三年九月一日立法第四十四号）

（政府の援助義務）

第百三条 行政主席は、この立法の目的を達成するために、労働者及び使用者に対して資料の提供その必要な援助をしなければならない。

沖縄は、労働安全衛生法公布目前の昭和 47 年 5 月 15 日に本土に復帰し、本土の法令が適用されるようになった。

³⁸ 中央労働基準審議会「労働基準法の改正に関する答申並びに建議」（1952 年）

³⁹ 1953 年 9 月 1 日付公報号外第 28 号、沖縄県公文書館ウェブサイトから (<https://www3.archives.pref.okinawa.jp/GRI/searchs/img/kouhou/R-1953-09-01-G.pdf>)

1.6.4 労働安全衛生法以後

労働安全衛生法の制定にあたり、労働安全衛生法においても、第 63 条（事業者による安全衛生教育を国が支援する旨の規定であり、実質的に安全衛生教育センターを支える規定）、第 71 条（国による健康の保持増進対策の支援を定めた規定であり、いわゆる職場復帰手引きの根拠規定でもある）、本条（他の条規に定めるもの以外で、労災防止のための事業者による安全衛生施設の整備、〔特別〕安全衛生改善計画の実施等についての金融上の措置、技術上の助言等の援助を行う国の努力義務）及び第 107 条（安全・衛生管理者ほか同条所定の労働災害防止業務従事者〔この文言は、法第 99 条の 2〈講習受講の指示〉で都道府県労働局長が事業者に「受講させるよう指示」する対象に用いられたものである〕の資質向上及び労災防止思想を高めるための資料の提供等の援助を定めた規定）で国又は厚生労働大臣を主語とする援助規定が設けられた。

労働基準法第 105 条の 2 の労働者に対する援助規定に該当する内容は本法第 107 条に、使用者に対する援助規定に該当する内容は事業者に対するそれとして本条に規定された（労基法第 105 条の 2 自体は、現在もほぼそのまま労基法に残存している）。

本法制定当初の本条の規定は次のとおりであった。

（国の援助）

第百六条 国は、第六十三条及び第七十一条に定めるもののほか、労働災害の防止に資するため、事業者が行なう安全衛生施設の整備、安全衛生改善計画の実施その他の活動について、金融上の措置、技術上の助言その他必要な援助を行なうように努めるものとする。

2 国は、前項の援助を行なうに当たっては、中小企業者に対し、特別の配慮をするものとする。

本条については、その後、1.4 節に示した特別の事項に関する援助規定の追加に伴って所要の改正が行われたほか、労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成 26 年 6 月 25 日法律第 82 号）による特別安全衛生改善計画指示制度の創設により、「安全衛生改善計画」が「特別安全衛生改善計画又は安全衛生改善計画」に改められた。

ちなみに、労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律（昭和 52 年 7 月 1 日法律第 76 号）の「第百六条中「国は」の下に「、第五十七条の四」を加え、「行なう」を「行う」に改める。」との規定により、第一項のみならず第二項まで「2 国は、第五十七条の四、前項の援助を行なうに当たっては、中小企業者に対し、特別の配慮をするものとする。」と改正されてしまったが、これは労働安全衛生法の一部を改正する法律（昭和 55 年 6 月 2 日法律第 78 号）により「第百六条第二項中「、第五十七条の四」を削る。」と修正済である。

本条を改正した法律は、次のとおりである。

- 労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律（昭和 52 年法律第 76 号）
- 労働安全衛生法の一部を改正する法律（昭和 55 年法律第 78 号）

- ・労働安全衛生法及び労働災害防止団体の一部を改正する法律（平成 4 年法律第 55 号）
- ・労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成 8 年法律第 89 号）
- ・労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 45 号）
- ・労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 108 号）
- ・労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 82 号）

1.7 運用

国の援助規定は、1.2 節、1.3.2 節及び 1.4 節で述べたように、本条に限らず第 107 条を始め本法及び他の法令中に数多く存在するが、一つの援助措置又は援助事業がこのうち本条の規定だけに係るものとは限らないことも多い。

したがって、以下ここで挙げる援助の事例が、当然、他の条文や法令に係るものであることもあるが、これについては以下、特に必要と思われた場合以外には逐一附記しないこととする。

1.7.1 労働基準監督機関による助言等

本条を初めとする国の援助規定は、労働基準監督機関が事業者に対して助言等の根拠にもなっている。労働基準監督官が法令の取締りだけに止まるのではなく、使用者その他の関係者に対して資料の提供、助言等の援助をすべきであるということは、旧労働省労働基準局が昭和 25 年に定めた「労働基準監督官執務規範」^{40,41}等でも示されてきた。

近年では、政府の働き方改革政策に関連して策定された労働基準監督官行動規範（平成 31 年 1 月公表）においても、労働安全衛生法を含む労働基準の確保のため、監督指導等においては事業主等に法令等を分かりやすく説明すること等が表明されている⁴²。

⁴⁰ 弁護士山中理司のブログ「労働基準監督官執務規範開示請求結果」(<https://yamanaka-bengoshi.jp/wp-content/uploads/2020/02/%E5%8A%B4%E5%83%8D%E5%9F%BA%E6%BA%96%E7%9B%A3%E7%9D%A3%E5%AE%98%E5%9F%B7%E5%8B%99%E8%A6%8F%E7%AF%84.pdf>)

⁴¹ 労働省編『労働行政史第 2 巻』（労働法令協会、1969 年）780 頁によれば「執務規範の冒頭に、監督官の使命は労働基準法が遵守されているかどうかの監督にあり、それと同時に労働保護法令の周知徹底と自己の専門的技術、知識経験を生かした労使双方に対する勧告助言が重要な使命であることを明らかにした…」とのことである。

⁴² 労働基準監督官行動規範（厚生労働省ウェブサイト：労働基準監督署における中小企業事業主に対する相談支援 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03141.html，令和 3 年 10 月 7 日閲覧）は次のとおり。

労働基準監督官行動規範

（基本的使命）

1. 私たち労働基準監督機関は、労働条件の最低基準を定める労働基準法や労働安全衛生法等の労働

労働基準監督官、産業安全専門官等が行う技術上の助言の方法としては、口頭によるもの、安全衛生指導書又は指導票に記載して交付するものなどがあるほか、その他資料の提供があるが、資料の提供については本法第 107 条の解説中（0 節）で述べることにする。

1.7.2 労働者災害補償保険事業（社会復帰促進等事業）

労働基準監督機関による助言等以外の援助については、現在、その多くが労働者災害補償保険事業のうちの社会復帰促進等事業（労働者災害補償保険法第 29 条）の一環として実施されているが、現行事業を表 7 に示した。

この事業については、別途 1.8 節で述べることにする。

1.7.3 労働災害防止計画との関係

国の援助については、本法第 2 章の規定に基づく労働災害防止計画で謳われることがある。例えば、第 13 次労働災害防止計画においては、「構造規格等の改正時には、経過措置により、既存の機械等への最新基準の適用が猶予されることが多いが、これらの更新を促進するための支援措置等について検討する。」（既存不適合機械等更新支援補助金事業（1.7.4.4 節）を指すもの。）「第三次産業の事業場が実効ある取組を行えるようにするため、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント等の専門家を活用できるよう支援する。」等をはじめ、援助に関する記述が複数箇所に認められる。

1.7.4 主な援助事業

以下、既に廃止されたものも含め、国によるいくつかの主要な援助等について援助の類型毎に述べることにする。

基準関係法令（以下、法令という。）に基づき、働く方の労働条件の確保・改善を図ることで、社会・経済を発展させ、国民の皆さまに貢献することを目指します。

（法令のわかりやすい説明）

2. 労働基準監督官（以下、監督官という。）は、事業主の方や働く方に、法令の趣旨や内容を十分に理解していただけるよう、できる限りわかりやすい説明に努めます。

（事業主の方による自主的改善の促進）

3. 監督官は、法令違反があった場合は、違反の内容や是正の必要性を丁寧に説明することにより、事業主の方による自主的な改善を促します。また、法令違反の是正に取り組む事業主の方の希望に応じ、きめ細やかな情報提供や具体的な取組方法についてのアドバイスなどの支援に努めます。

（公平・公正かつ斉一的な対応）

4. 監督官は、事業主の方や働く方の御事情を正確に把握し、かつ、これを的確に考慮しつつ、法令に基づく職務を公平・公正かつ斉一的に遂行します。

（中小企業等の事情に配慮した対応）

5. 監督官は、中小企業等の事業主の方に対しては、その法令に関する知識や労務管理体制の状況を十分に把握、理解しつつ、きめ細やかな相談・支援を通じた法令の趣旨・内容の理解の促進等に努めます。また、中小企業等に法令違反があった場合には、その労働時間の動向、人材の確保の状況、取引の実態その他の事情を踏まえて、事業主の方による自主的な改善を促します。

1.7.4.1 安全指導員制度及び労災防止指導員制度（廃止済）

昭和 33 年秋に開催された政府の有識者会議である臨時産業災害防止懇談会（会長三村起一氏）⁴³が政府に具申した意見書の中に、中小企業災害防止対策として「産業安全に関する知識、経験を有する者を政府において安全指導員に委嘱し、中小企業の事情に通暁している者の参加をえて、業種別または企業系列別に安全指導班を編成し、これを中軸として自主的、安全管理を促進し、安全管理水準の向上をはかる。」という意見が含まれていた。当時の労働省はこれを受けて、安全指導員規程（昭和 34 年労働省訓令第 2 号）（資料 1）を制定し、全国の都道府県労働基準局に安全指導員を置いた。安全指導員の職務は、同訓令第 3 条によれば「中小規模事業場等における安全管理についての指導に関する事務」であったが、具体的には①安全管理一般、②研究発表、③災害事例の検討会（安全指導員による検討会）、④災害事例に対する対策、⑤安全器具（安全保護具を含む）に対する取り扱い及び知識の普及、⑥集団事業場のパトロールなどであり、中小企業向けの集団指導のほか、個々の事業場でも要請があれば無料で指導員が派遣されていた（資料 2）。

安全指導員制度は、労災防止指導員規程（昭和 40 年労働省訓令第 10 号）（資料 3）の制定により、労災防止指導員制度に改められた。労災防止指導員の職務は、同訓令第 3 条で「中小規模事業場等における安全管理及び衛生管理についての指導に関する事務」と定められ、従来の「安全管理」に「衛生管理」が加わった。後年、厚生労働省の設置と同時に労災防止指導員規程（平成 13 年 1 月 6 日厚生労働省訓第 41 号）が制定され、即日施行されたが、これは旧訓令とほぼ同一の内容であった。

労災防止指導員の活動実績についての詳細な統計は不見当であるが、昭和 53 年度の活動実績は 35187 事業場であったとの政府答弁がある⁴⁴。

労災防止指導員制度は、制度の発足以来 40 年以上に亘って実施されていたが、平成 22 年のいわゆる省内事業仕分けにより廃止が提言され⁴⁵、労災防止指導員規程を廃止する訓令（平成 23 年 3 月 31 日厚生労働省訓令第 12 号）により平成 23 年 4 月 1 日に廃止され⁴⁶、

⁴³ 労働省「産業災害を減少させよう「臨時産業災害防止懇談会」の意見書」（昭和 33 年 12 月 11 日（木曜日）付け官報資料版第 9593 号）

⁴⁴ 国会会議録検索システム・第 91 回国会衆議院社会労働委員会第 14 号昭和 55 年 4 月 22 日、日本社会党安田修三衆議院議員に対する津澤健一労働省労働基準局安全衛生部長の答弁（<https://kokkai.ndl.go.jp/txt/109104410X01419800422/42>）

⁴⁵ 平成 22 年 6 月 28 日第 14 回厚生労働省省内事業仕分け（議事録 https://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/dl/giji-14.pdf, 仕分け評決結果 https://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/dl/14-2e.pdf）

⁴⁶ 2010 年 9 月 15 日第 41 回労働政策審議会安全衛生分科会議事録（<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000000v05o.html>）

任期途中の労災防止指導員も平成 23 年 3 月 31 日を以て解職された。

この労災防止指導員制度は、一定の効果を挙げたものであるが、筆者が複数の関係者に聴取したところ、その末期における次のようなメリット及デメリットが挙げられた。

メリット	行政職員に比べて実際の産業現場に根ざした経験や技術をもった指導員が多く、特に、企業組織に各種の安全衛生対策を定着させるための技術に長けていた。 また、労災防止指導員自身の技術的向上や労災防止指導員を輩出する企業における安全衛生への取組のモチベーションが向上するという効果もあった。
デメリット	労災防止指導員は民間営利企業に所属する一従業員でもあることから、社外秘の技術や経験の流出を懸念し、労災防止指導員が事業場へ立ち入ることを嫌がる企業も少なくなかった。 労災防止指導員は本来単独で事業場を訪問することができたが、労災防止指導員と指導を受ける企業との間のトラブル防止のため都道府県労働局や労働基準監督署の技官や監督官が随行することも多く、業務量の負担増となることがあった。 また、同じくトラブル防止のため、特に深刻な問題がある中小事業場にはかえって労災防止指導員を派遣しづらいという事情があった。

労災防止指導員制度の廃止に伴い、その代替措置として、都道府県労働局安全衛生労使専門家会議が設置された⁴⁷。しかし、同会議は、都道府県労働局が年 2 回程度、安全衛生実務に係る専門家である委員を招集して安全衛生に関する意見を聴取し、これを都道府県労働局毎の安全衛生行政の運営方針等に反映するものであり、個別事業場に対する現地指導を主としていた労災防止指導員制度とは性格を大きく異にするものであるといえるだろう。

労災防止指導員等の制度は、国が事業者に行う助言・援助措置という側面だけで論じ切れるものではなく、様々な可能性を有している。例えば、地域の民間安全技術者が労働基準監督業務に参加し、様々な事業場の実態を見聞し、指導や法令運用の経験を積むことで専門性を高め、再び民間に戻って自社の安全衛生管理に活かし、又は労働安全コンサルタント等として一層活躍するという可能性もあるし、あるいは労働基準監督官等に比べて高

⁴⁷ 平成 22 年 12 月 27 日付け基発 1227 第 4 号「都道府県労働局安全衛生労使専門家会議の設置について」（<http://www.joshrc.org/files2010/20101227-003.pdf>），開催事情について、岡山労働局ウェブサイト「平成 28 年度 岡山労働局安全衛生労使専門家会議を開催しました（平成 29 年 2 月 10 日）」（https://jsite.mhlw.go.jp/okayama-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/hourei_seido/roiusikaigi.html）

度な安全衛生実務の経験を有する民間安全技術者が行政監督に参加することにより行政監督の水準を引き上げ、労働基準監督官等がこれに学ぶ効果も期待できる。後者についていえば、日本の労働基準監督官採用試験は受験資格として年齢の上限を約 30 歳⁴⁸に設定しているため、採用後の訓練で一定の専門知識を与えることはできても、安全衛生実務（例えば、是正・改善の実施手法に関すること）の経験は十分とは言えない者が多いと思われる。英国では、安全衛生に係る監督官（検査官）が民間のベテランから任用され、その専門性について評価が高いとされていることから⁴⁹、労災防止指導員等の制度は再検討する価値があると思われる。

1.7.4.2 減税措置

既に昭和 32 年 4 月 1 日から、汎用機械としての電気集塵機などが、租税特別措置法に基づいて青色申告書を提出する個人及び法人が新規購入後 3 年間 5 割増で減税償却費を計算することができる重要機械等とされていた⁵⁰。

その後、租税特別措置法第十一条第一項第二号に規定する機械その他の設備及びこれに係る期間を指定する件（昭和 36 年 7 月大蔵省告示第 215 号）の一部改正（昭和 41 年 3 月 31 日大蔵省告示第 33 号）により「別表第三 産業安全衛生設備」が新設され、昭和 41 年 4 月 1 日施行された。同別表によれば、この時対象とされた機械等は、活線作業用具の絶縁性能検査装置、有害ガス局所排出処理装置（排気の無害化処理機能付）、粉じん局所排出処理装置（集塵装置付）、可搬式換気装置（有害ガス又は粉塵除去用）及び再圧タンク（高気圧障害予防用）で、いずれも昭和 41 年 4 月 1 日から昭和 43 年 9 月 30 日までに取得したものに限る時限的な措置であった。

しかし、その後も労働省が大蔵省と折衝を続けた結果、産業安全衛生設備の減税措置は少なくとも昭和 52 年度までは実施されていたが⁵¹、現在は実施されていないようである。

⁴⁸ 例えば令和 5 年度に実施される労働基準監督官採用試験は、平成 5 年（1993 年）4 月 2 日以降に生まれた者しか受験できない。このように、満 30 歳の誕生日を実施年の 4 月 2 日以降に迎える者しか受験できない年齢制限がある。ただし、変更されることもあるので、具体的な受験資格（年齢制限）については各年の官報、パンフレット等で確認されたい。

⁴⁹ 三柴丈典「リスクアセスメントを核とした諸外国の労働安全衛生制度の背景・特徴・効果とわが国への適応可能性に関する調査研究」（H26-労働-一般-001, 2016 年）（<https://mhlw-grants.niph.go.jp/project/26210>, 文献番号 201621001B）分担研究報告書「イギリスのリスクアセスメント法」3.1.2（156 頁）

⁵⁰ 租税特別措置法第十条及び第四十二条の規定の適用を受ける機械その他の設備又は船舶及び期間を指定する件（昭和三十二年大蔵省告示第二百三十四号）（昭和 32 年 10 月 31 日官報号外第 71 号）第一表 汎用機械

⁵¹ 租税特別措置法第十条の二第一項及び第六十六条の五第一項の規定の適用を受ける機械

このほか、減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令（昭和 47 年 6 月 6 日大蔵省令第 52 号）により、健康診断用機器（自動血液分析器）の耐用年数が短縮される等の減税措置が行われていた。これは本法施行前に開始された措置であるが、本法施行後は本法第 71 条の規定に基づく措置であると解される。

現在では、租税特別措置法第 42 条の 12 の 4 の規定に基づく中小企業者等が取得をした働き方改革に資する減価償却資産の中小企業経営強化税制において、対象となる減価償却資産に冷暖房設備等が掲げられており、これが本条の規定を根拠とするものか不明であるが、当該制度の対象施設の中には労働災害の防止に資する施設も含まれるだろう⁵²。

1.7.4.3 融資（廃止済）

1.7.4.3.1 政策金融機関による融資（廃止済）

戦後、国民金融公庫（昭和 24 年 6 月設立）や中小企業金融公庫（昭和 28 年 8 月設立）により中小企業の設備近代化のための融資が行われていたが、その後特定の政策目的に沿った重点的融資が行われるようになり、その中で産業安全衛生に係る融資制度も創設された。

国民金融公庫は、昭和 36 年 5 月の閣議決定「鉱山保安の確保等産業災害の防止に関する対策の推進について」に基づき、同年 9 月、産業安全施設等整備資金貸付（略称 産業安全貸付）を発足させた。これは当初、2 年間の時限的な制度であったが、昭和 41 年度労働災害防止実施計画に関する公示（昭和 41 年 2 月 2 日労働省）に「機械、装置等作業環境の欠陥による労働災害を防止するため、監督指導の強化と相いまって、安全衛生施設にかかる融資制度並びに所得税、法人税、及び固定資産税についての税制特別措置の活用を図る等作業環境の整備を飛躍的に促進するものとする。」と謳われたことに伴い、昭和 41 年度からは資金使途に産業衛生施設取得資金が加えられる等内容が拡充されるとともに制度が恒久化された⁵³。この制度は昭和 45 年 9 月に資金使途に産業公害防止施設の取得資金を追加して産業安全衛生・公害防止施設等整備資金貸付（略称＝安全公害貸付）に改組され、昭和 47 年 6 月に産業安全衛生施設等整備資金貸付（略称＝安全貸付）と産業公害防止施設等整備資金貸付（略称 公害貸付）に制度が分離された⁵⁴。

中小企業金融公庫でも、前同閣議決定に基づき、昭和 36 年、産業災害防止施設貸付を

その他の減価償却資産を指定する件（昭和五十三年三月三十一日大蔵省告示第三十六号）（昭和 53 年 3 月 31 日官報号外第 27 号）

⁵² 国税庁ウェブサイト「中小企業者等が取得をした働き方改革に資する減価償却資産の中小企業経営強化税制（租税特別措置法第 42 条の 12 の 4）の適用について」（<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/04/16.htm>，令和 3 年 11 月 3 日 22:14 閲覧）

⁵³ 国民金融公庫『国民金融公庫五十年史』（1999 年）123-125 頁

⁵⁴ 国民金融公庫『国民金融公庫五十年史』（1999 年）132-133 頁

創設した。この制度は、中小企業における各種産業災害を防止するために必要となる施設整備資金を貸し付け、中小企業の産業安全の確保を図ることを目的とするもので、産業安全施設等貸付（昭和 36 年 9 月発足、昭和 41 年度から産業安全衛生施設等貸付に拡充）、金属鉱山保安施設貸付及び石炭鉱山保安施設貸付（ともに昭和 36 年 12 月発足）の 3 つからなっており、当初は 2 年間の時限的な制度であった⁵⁵。

中小企業金融公庫を例にとって産業安全施設等貸付（昭和 36 年 9 月）の条件を見ると、貸付対象は、火薬取締法の対象となる製造業者、販売業者及び火薬類を消費する事業者並びに労働基準法に規定する製造業者、建設業者及び道路運送取扱業者（通運業者を含む）であり、資金使途は火薬取締法施行規則及び労働安全衛生規則に規定する産業安全施設の取得・改造に必要な資金とされていた⁵⁵。

昭和 41 年度には、労働者の衛生・作業環境改善の必要性等から、資金使途に産業衛生施設取得資金が加わり産業安全衛生施設等貸付に改称するとともに、従前は 2 年の時限的措置であったこの資金貸付制度が恒久化し、その後も貸付対象が拡充された⁵⁶。

中小企業金融公庫編（1984 年）『中小企業金融公庫三十年史』に掲載された昭和 57 年度までの貸付額を表に纏めると次のとおりである。

中小企業金融公庫による 産業安全施設等貸付（昭和 41 年度以降は 産業安全衛生施設等貸付）の貸付状況		
年度	件数	金 額（百 万 円）
昭和 36 年度	85	205
昭和 37 年度	187	448
昭和 38 年度	183	545
昭和 39 年度	168	569
昭和 40 年度	163	679
昭和 41 年度	303	1,148
昭和 42 年度	390	1,423
昭和 43 年度	392	1,515
昭和 44 年度	463	1,896
昭和 45 年度	433	1,887
昭和 46 年度	（以下データ無し）	1,856
昭和 47 年度		1,843

⁵⁵ 中小企業金融公庫編『中小企業金融公庫三十年史』（1984 年）127-128 頁

⁵⁶ 中小企業金融公庫編『中小企業金融公庫三十年史』（1984 年）246-247 頁

昭和 48 年度		3,734
昭和 49 年度		4,521
昭和 50 年度		5,010
昭和 51 年度		8,082
昭和 52 年度		10,003
昭和 53 年度		16,846
昭和 54 年度		15,378
昭和 55 年度		11,801
昭和 56 年度		12,318
昭和 57 年度		11,509

これらの融資制度は、その後廃止され、現在は実施されていない。

1.7.4.3.2 労働安全衛生融資（廃止済）

本法（労働安全衛生法）制定に伴い、附則第 15 条で労働福祉事業団法が改正され、労働福祉事業団法第 1 条（目的）中に「労働災害の防止に資するため必要な資金の融通を行なうこと」が追加されるとともに、第 19 条（業務の範囲）に「事業者又は政令で定める者が労働災害の防止及び労働者の健康の保持のため必要とする政令で定める資金の貸付けを行なうこと。」が追加され、また、第 19 条の 2（金融機関に対する業務の委託等）が新設された。

これにより、昭和 47 年 7 月に労働安全衛生融資制度が発足し、当初は職場環境改善資金及び健康診断機関等整備促進資金の 2 つの融資制度によりスタートし、昭和 54 年度からは建設工事安全機材資金が加わり、長年に亘り運営されていた。しかし、平成 13 年の特殊法人等整理合理化計画により、同年を以て新規融資が廃止されることとなり⁷⁷、独立行政法人化に際し融資業務は引き継がれず、独立行政法人労働者健康福祉機構法の施行及び労働福祉事業団法の廃止により、融資事業に関する規定は消え、独立行政法人労働者健康福祉機構（平成 28 年 4 月 1 日に独立行政法人労働者健康安全機構に改組）は融資事業を行っていない（その後は債権管理回収業務のみ存続）。

1.7.4.4 補助金・助成金

本条の規定に基づくもの（同時に他の条項の規定にも基づくものも含む。）と思われる助成金としては、廃止されたものとしては、平成 7 年度から平成 12 年度頃まで行われていた中小企業安全衛生活動促進事業助成制度^{57,58}のうちの中小企業集団安全衛生活動促進

⁵⁷ 平成 7 年 3 月 22 日付け基発第 137 号「中小企業安全衛生活動促進事業助成制度の推進について」（<https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-36/hor1-36-5-1-0.htm>）

⁵⁸ 中央労働災害防止協会発行の『労働衛生のしおり』では、その平成 12 年度版まで中小

事業、平成 11 年度から平成 24 年度まで（新規申込は平成 22 年度まで）行われていた小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業（たんぽぽ^{フライング}計画）^{59,60}、平成 13 年度から平成 21 年度まで行われていた職場改善用機器等整備事業^{61,62}等があった。

近年実施されているものとしては、既存不適合機械等更新支援補助金⁶³（表 7 の 33 の項）がある。これは、中小企業における胴ベルト型安全帯のフルハーネス型墜落制止用器具への買い換え（正確に言えば、旧規格による安全帯を新規格による墜落制止用器具に買い換えること）及びつり上げ荷重 3 トン未満の移動式クレーンで過負荷防止装置（荷重計でないもの）の装備の促進を行うもので、その費用の一部を補助するものである。これらの機械等は、構造規格の改正⁶⁴により、新構造規格に適合しなくなったもので、法令の経過措置により新構造規格に適合するものとみなされ、法的には使用することができるものについて、労働災害の防止のため、新構造規格による製品へ買い換え又は改修を促進するものである。

補助金については、中小企業安全衛生活動促進事業助成制度のうちの特殊健康診断用機器等整備事業や、労働者健康保持増進計画助成制度（THP の推進のため、事業者が計画を定めて行う研修、健康測定、健康指導等への助成制度）等など、第 71 条の規定に基づくものも多い。

1.8 労働者災害補償保険事業（社会復帰促進等事業）

1.8.1 概要

この節では、本条の規定による事業に限定しないで記述する。

企業安全衛生活動促進事業助成制度の記事があり、平成 13 年度以降の版にはその記事が無いため、平成 12 年度頃に廃止されたと思われる。

⁵⁹ 平成 11 年 4 月 1 日付け基発第 220 号「小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業の実施について」（<https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-40/hor1-40-33-1-0.htm>）

⁶⁰ 奈良労働局「安全衛生に係る事業廃止等のお知らせ」（<https://jsite.mhlw.go.jp/nara-roudoukyoku/library/nara-roudoukyoku/00topics/h230107topics-zigyohaisi.pdf>，令和 3 年 10 月 31 日午前 3 時 16 分閲覧）

⁶¹ 平成 13 年 3 月 30 日付け基発第 213 号「職場改善用機器等整備事業について」（<https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-42/hor1-42-33-1-0.htm>）

⁶² 平成 22 年 3 月 31 日付け基発 0331 第 1 号「職場改善用機器等整備事業の廃止について」（<http://www.joshrc.org/files2009/20100331-002.pdf>）

⁶³ 既存不適合機械等更新支援補助金（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03667.html，令和 3 年 10 月 31 日午前 3 時 31 分閲覧）

⁶⁴ クレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置構造規格等の一部を改正する告示（平成 30 年 2 月 26 日厚生労働省告示第 33 号，同 3 月 1 日適用）。

労働基準監督機関による助言等以外の援助については、現在、その多くが労働者災害補償保険事業のうちの社会復帰促進等事業（労働者災害補償保険法第 29 条）の一環として実施されている。その現行事業を、表 7 に示した。

社会復帰促進等事業は次のとおり、3 個に区分されている。

社会復帰促進等事業	社会復帰促進事業
	被災労働者等援護事業
	安全衛生確保等事業

安全衛生確保等事業は「業務災害の防止に関する活動に対する援助、健康診断に関する施設の設置及び運営その他労働者の安全及び衛生の確保、保険給付の適切な実施の確保並びに賃金の支払の確保を図るために必要な事業」（同条第 1 項第 3 号）と定められており、本条の規定に基づく事業は、このうち「業務災害の防止に関する活動に対する援助その他労働者の安全及び衛生の確保を図るために必要な事業」の一部をなすと考えられる。なお、「健康診断に関する施設の設置及び運営」は本法第 71 条の規定に基づく各種事業、「賃金の支払の確保」は賃金の支払の確保等に関する法律第 7 条に規定する未払賃金立替払事業がこれに当たるところ。

1.8.2 沿革及び行財政改革

終戦時点において、労働者災害扶助責任保険は健康保険、国民健康保険とともに厚生省保険局が所管していた^{65,66}。

労働者災害補償保険法（昭和 22 年 4 月 7 日法律第 50 号）は、労働基準法の一部及び労働省設置法（昭和 22 年 8 月 31 日法律第 97 号）とともに昭和 22 年 9 月 1 日に施行されたが⁶⁷、労働省設置に際して労働者災害補償保険に関する事務の所掌を厚生省保険局に残す

⁶⁵ 行政簡素化実施ノ爲ニスル厚生省官制中改正ノ件（昭和 17 年 11 月 1 日勅令第 760 号）（<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2961246/24>）

⁶⁶ 当時、厚生省大臣官房総務課長として労働省の設立準備委員となり、労働省設置とともに労働省大臣官房総務課長となった齋藤邦吉の回想によると、労働省の設置に際し、健康保険と厚生年金保険についても、「日本政府部内においては、労働者に関する問題として、労働省の所管にすべきであるとの意見が大勢を占めておりました。ところが、GHQ の社会保障と衛生関係を担当する局長サモス氏が、健康保険等は医療問題として切り離すことはできないという強い主張を出したため、これは割合早く厚生省の所管とすることが決定しました。」（労働新聞社出版部『目で見える労働行政 25 年史』（労働新聞社、1972 年）104-105 頁）とのことであつた。

⁶⁷ 労働省設置法の施行期日を定める政令（昭和 22 年 8 月 31 日政令第 169 号）、労働基準法の一部の施行期日を定める政令（昭和 22 年 8 月 31 日政令第 170 号）、労働者災害補償保険法の施行期日を定める政令（昭和 22 年 8 月 31 日政令第 171 号）

か新労働省労働基準局に移すかが問題になった^{68,69}。

当時の厚生省労働基準局監督課長だった寺本廣作⁷⁰の回顧によると、厚生大臣室において厚生大臣一松定吉の前で、新労働省側代表の寺本廣作が厚生省側代表の厚生省保険局庶務課長高田浩運及び同保険課長友納武人と討論を行い、厚生省側が「新憲法第 25 条第 2 項には、国は社会保障の向上充実に務めなければならないという義務を負っている。労災保険であれ、失業保険であれ、社会保険といわれるものは、保険局に一元化してこれを取扱うのでなければ、社会保障の充実は期待できない」と主張し、なお細目として、徴収、給付等の一元化による事務費の軽減や、業務上外の解釈の統一等を挙げたのに対し、新労働省側は「今まで業務上の損害賠償を健康保険や年金保険で取り扱っているが、完全賠償からはほど遠いものだ。とても今の社会保険に代行させていては、労働者の損害賠償を完全に履行することはできない。その上、労災保険というものは、労働災害の後始末をするものだ。労働災害の予防をする役所に後始末もさせるというのでなければ予防の効果は上がらん。予防から後始末まで一貫して同じ役所で扱うということこそ、初めてこの労働行政の能率をあげ、効果をあげることができるのだ」と主張し、この討論の結果として新労働省への労働者災害補償保険の移管が決まったという⁷¹。当時厚生省労働基準局監督課員だった松本岩吉は、新労働省への移管を主張する新労働省側の考えを纏めたものを著書に掲載しており、労働者災害補償保険に関する当時の監督課の考え方がそこに表現されていることから、資料 4 として掲載する。

厚生省大臣官房総務課長として労働省の設立準備委員となり、労働省の初代大臣官房総務課長兼会計課長となった斎藤邦吉の回顧によると、日本政府部内だけでなく GHQ にお

⁶⁸ 寺本廣作『ある官僚の生涯』（榊制作センター、1976 年、非売品）100-102 頁

⁶⁹ 松本岩吉『労働基準法が世に出るまで』（労務行政研究所、1981 年）273-288 頁（279-281 頁に「寺本先生 30 周年講演速記より」との引用あり。）

⁷⁰ 寺本廣作の自伝『ある官僚の生涯』（榊制作センター、1976 年、非売品）末尾の著者略歴によると、明治 40 年 8 月 29 日生まれ、昭和 7 年 3 月東京帝国大学法学部卒業、昭和 7 年 5 月内務省入省（初任は高知県属）、昭和 20 年 10 月厚生省労政局管理課長、昭和 21 年 3 月厚生省労政局労働保護課長兼中央労働委員会幹事、昭和 22 年 5 月厚生省労働基準局監督課長兼鉦山課長、昭和 22 年 9 月労働省労働基準局監督課長、昭和 23 年 6 月労働省労働基準局長、昭和 25 年 7 月労働事務次官、昭和 28 年 3 月労働事務次官辞任。その後参議院議員、熊本県知事等を歴任。

⁷¹ 松本岩吉『労働基準法が世に出るまで』（労務行政研究所、1981 年）中「特別資料 労働基準行政の今昔 寺本廣作（昭和 52 年 9 月 1 日滋賀県大津市で開催された「労働基準法・労働者災害補償保険法施行 30 周年記念大会における寺本廣作の講演速記の全文）」327-331 頁

いても対立があったとのことである⁷²。

労働者災害補償保険法の制定・施行当初、労働者災害補償保険事業は保険給付のほかは業務災害に係る保険施設（同法旧第 23 条）のみを行うこととなっていたが、労働災害防止団体等に関する法律（昭和 39 年 6 月 29 日法律第 118 号）附則第 6 条の規定により改正され、「業務災害の予防に関し必要な保険施設」も併せて行うこととされた（労働者災害補償保険法旧第 23 条の 2）。

昭和 50 年 12 月、中央労働基準審議会内の労災保険基本問題懇談会は、労働者災害補償保険事業について、労働災害の補償を中心としつつ、労働安全衛生や労働条件の確保を含む労働条件をめぐる使用者の責任分野に関する総合的な保険制度へ発展させるよう建議した⁷³。これを受けて成立した労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（昭和 51 年 5 月 27 日法律第 32 号）により、従来の「保険施設」は労働条件確保事業（未払賃金立替払事業を含む）を含む「労働福祉事業」に拡充された。なお、労災勘定に占める労働福祉事業（特別支給金の支給に関する事業を除く。）及び事務執行のための費用については、従来行政内部の慣行として設定されていたが、昭和 56 年度予算以降、当該費用が労災勘定に占める割合の上限が労働者災害補償保険法施行規則第 43 条で規定されている⁷⁴。

その後、行財政改革が進む中で事業縮小へと流れが変わり、平成 12 年 12 月 1 日閣議決定「行政改革大綱」⁷⁵において特殊法人等改革が示され、特殊法人等改革基本法（平成 13 年法律第 58 号）⁷⁶が制定された。同法に基づき、労働福祉事業の相当部分を担っていた労働福祉事業団も検討対象となり、平成 13 年 12 月 18 日付け特殊法人等整理合理化計画⁷⁷が策定され、これに基づき、労働福祉事業団は平成 16 年 4 月 1 日に独立行政法人労働者

⁷² 衆議院議員斎藤邦吉「労働省設置当時の思い出」（労働新聞社出版部『目で見える労働行政 25 年史』（労働新聞社，1972 年）104-105 頁）

⁷³ 厚生労働省労働基準局労災補償部労災管理課編『労働法コンメンタール⑤ 六訂新版 労働者災害補償保険法』（労務行政，2005 年）57 頁

⁷⁴ 労働基準法施行規則及び労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令（昭和 56 年 1 月 26 日労働省令第 3 号）第 2 条，昭和 56 年 1 月 31 日付け基発第 50 号「労働基準法施行規則及び労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令の施行について」記の二（https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tb1904&dataType=1）

⁷⁵ 平成 12 年 12 月 1 日閣議決定「行政改革大綱」（<https://www.gyokaku.go.jp/about/tai-ko.html>）

⁷⁶ 特殊法人等改革基本法（平成 13 年法律第 58 号）（<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/to-kusyu/hourei/kihonhou.html>）

⁷⁷ 平成 13 年 12 月 18 日付け行政改革推進事務局「特殊法人等整理合理化計画」（<https://www.gyokaku.go.jp/jimukyoku/tokusyu/gourika/jigyoku1.html>）

健康福祉機構に改組され、労働安全衛生融資業務も廃止された（債権管理回収業務は存続）。

さらに、平成 17 年 12 月 24 日閣議決定「行政改革の重要方針」⁷⁸では「「小さくて効率的な政府」を実現し、財政の健全化を図るとともに、行政に対する信頼性の確保を図る」と謳われ、同閣議決定及び簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成 18 年 6 月 2 日法律第 47 号）第 23 条で次のような見直し方針が示された。

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成 18 年 6 月 2 日法律第 47 号）

（労働保険特別会計に係る見直し）

第二十三条 労働保険特別会計において経理される事業は、労災保険法の規定による保険給付に係る事業及び雇用保険法の規定による失業等給付に係る事業に限ることを基本とし、労災保険法の規定による労働福祉事業並びに雇用保険法の規定による雇用安定事業、能力開発事業及び雇用福祉事業については、廃止を含めた見直しを行うものとする。

2 〈略〉

これを受けて、平成 18 年、使用者側委員及び厚生労働省幹部による労働福祉事業の見直し検討会⁷⁹が組織され、労働条件確保事業（未払賃金立替払い事業を含む）を大幅に縮小して安全衛生確保事業と統合し、統合後の事業では「保険給付事業の健全な運営のために必要な事業（労災保険給付の抑制に資する労働災害の防止、職場環境の改善等の事業）」のみを行うこととし（未払賃金立替払事業及び中小企業福祉事業は継続検討）、労働福祉事業の名称も変更することとされた⁸⁰。この検討結果を基に労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会⁸¹が審議を行い、この検討結果を特に変更せず厚生労働大臣に建議した⁸²。

この建議に基づき、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 19 年 4 月 23 日法律第

⁷⁸ 平成 17 年 12 月 24 日閣議決定「行政改革の重要方針」（<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gyokaku/kettei/051224housin.pdf>）

⁷⁹ 労働福祉事業見直し検討会開催要綱（<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2006/10/dl/s1019-6as.pdf>）（平成 18 年 10 月 19 日第 22 回労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会配布資料 1 の参考資料）

⁸⁰ 平成 18 年 8 月労働福祉事業見直し検討会「労働福祉事業の見直しについて」（<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2006/10/dl/s1019-6a.pdf>）

⁸¹ 平成 18 年 10 月 19 日第 22 回労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会議題・配付資料（<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2006/10/s1019-6.html>）

⁸² 平成 18 年 12 月 14 日付け労審発第 442 号労働政策審議会「労働福祉事業の見直しについて（建議）」（<https://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/12/h1214-1.html>）

30 号）により労働者災害補償保険法の労働福祉事業が再編され、その名称は「社会復帰促進等事業」に改められた。

その後、民主党による政権交代後には見直しの動きがさらに加速し、行政刷新会議⁸³ワーキンググループが行った平成 22 年 10 月 27 日の事業仕分け第 3 弾前半においては⁸⁴、「社会復帰促進等事業は労働保険特別会計としては原則廃止」という評価結果となった⁸⁵。しかし、これについては当時の野党からの批判もあり⁸⁶、全部廃止や一般会計への移行がなされた事実は確認できず、社会復帰促進等事業のうちの個別事業毎の大幅な整理や廃止が行われるに止まったものと思われる。

このほか、社会復帰促進等事業ないし労働者災害補償保険事業については、労働基準局が主催する社会復帰促進等事業に関する検討会⁸⁷、行政監察⁸⁸等の機会で検討が加えられてきた。

1.8.3 災害保険と災害予防との関係

行財政改革における労働者災害補償保険事業の検討に際し、一部の委員から主張されることが多いのが、受益と負担の関係を限定的に捉える立場から、労災保険料財源⁸⁹の使途

⁸³ 内閣府ウェブサイト「行政刷新」（<https://www.cao.go.jp/gyouseisasshin/>）

⁸⁴ 行政刷新会議の事業仕分け：詳細と評価結果（平成 22 年 10 月 27 日水曜日、A-5：労働保険特別会計(1)労災勘定(2)雇用勘定(3)徴収勘定）（<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9283589/www.cao.go.jp/sasshin/shiwake3/details/2010-10-27.html>），当該議事録（<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9283589/www.cao.go.jp/sasshin/shiwake3/details/pdf/1027/gijigaiyo/a-5.pdf>），当該動画（https://www.youtube.com/watch?v=fzPTWh_tWRWI）

⁸⁵ 平成 22 年 10 月 27 日の事業仕分けによる評価結果（<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9283589/www.cao.go.jp/sasshin/shiwake3/details/pdf/1027/kekka/A5.pdf>）

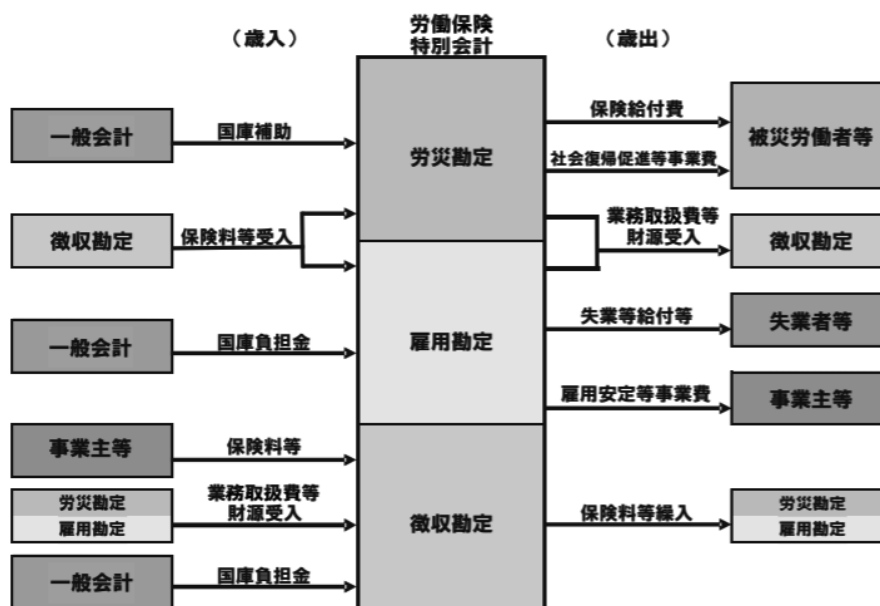
⁸⁶ 第 176 回国会参議院本会議第 11 号（平成 22 年 11 月 27 日）質問主意書及び答弁書（官報（号外）7～8 頁）（<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detailPDF?minId=117615254X01120101127&page=8&spkNum=16¤t=17>）

⁸⁷ 社会復帰促進等事業に関する検討会（平成 23 年から）（https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-roudou_128811.html）

⁸⁸ 総務庁「労働者災害補償保険事業に関する行政監察結果に基づく勧告」（平成 11 年 12 月）（https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/rousai_kankoku.htm）

⁸⁹ 正確には、政府が事業主から納付を受けた労働保険料のうち、労災保険料率に係る部分をいうが、この部分を便宜上「労災保険料」と呼ぶことがある（なお、労働保険料は、（労働保険料）＝（賃金総額）×労働保険料率（労災保険率＋雇用保険率）で一括計算・納付される）。労災勘定は、労災保険料を主たる財源とするが、一般会計からの国庫補助も部分的に行われており、労災保険料とイコールではない。

は被災労働者やその遺族のための保険給付（や特別支給金）に限るべきだという意見である。しかし、保険機関がその保険財政を安定させるためには、災害の減少又は増加の抑制が必要であり、安全衛生対策の推進は保険機関としても有利であるから、保険機関自らそれに寄与する措置を行うことは決して不自然ではないという考え方もあり⁹⁰、災害保険機関が災害予防事業を行うべきことは、国際労働基準（1.5.2 節参照。産業災害の予防に関する勧告（第 31 号、第 12 回総会で 1929 年 6 月 21 日採択、第 109 回総会で 2021 年撤回）では、第 23 項で国が災害保険機関及び災害保険会社を災害予防事業に協力させるべきことを勧告していた）でも謳われている。また、日本の安全衛生分野では、古くから損害保険ジャパン株式会社（商号等に変遷あり⁹¹）がボイラーの検査を行う例がある⁹²。



（図について財務省ウェブサイト https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/special_account/fy2018/7roudouhokenntokkai.pdf 参照）

⁹⁰ 藤本武「労災補償法と労働安全」（社会保障研究所『季刊社会保障研究』Vol.5, No.3, 1969 年）12 頁の I の(1)

⁹¹ 明治 41 年 8 月第一機関汽罐保険株式会社設立、昭和 5 年 11 月第一機罐保険株式会社に商号変更、昭和 19 年 2 月東京火災海上保険株式会社及び帝国海上火災保険株式会社と合併して安田火災海上保険株式会社、平成 14 年 7 月日産火災海上保険株式会社と合併して株式会社損害保険ジャパン、その後も合併を経て、平成 26 年 9 月日本興亜損害保険株式会社と合併して損害保険ジャパン日本興亜株式会社、令和 2 年 4 月損害保険ジャパン株式会社に商号変更（<https://www.sompo-japan.co.jp/company/history/>参照）。

⁹² 損保ジャパン株式会社ウェブサイト「ボイラー検査 100 周年の概要と歴史」（<https://www.sompo-japan.co.jp/hinsurance/risk/property/boiler/100th/>, 2021 年 11 月 3 日 14:30 閲覧）

1.8.4 「援助」概念と労働者災害補償保険との関係

本条ないし 1.3.2 節に列挙されている各条その他じん肺法等の規定に基づく労働災害防止のための国の援助に係る支出は、労働保険特別会計の労災勘定によって賄われている。

国の労働災害防止事業は、労働者災害補償保険法制定以降、同法の保険施設、のちに労働福祉事業、さらに社会復帰促進等事業と変遷する事業の一環として行われてきており（1.8.2 節参照）、会計上は、当初は労働者災害補償保険特別会計、その後労働保険特別会計の労災勘定と変遷したが一貫して労災保険料を主な財源とする会計から支出されてきており、筆者の不十分な調査の範囲においては、一般会計による事業は不見当であった。また、近年では、一般会計からの労災勘定への国庫補助は殆ど無くなっている。

ここで疑問が生じるのが、本稿においては労働者災害補償保険事業における安全衛生確保等事業を国の「援助」として記述しており、政府の資料においてもそのような記載が認められるが¹³、そもそも保険料を財源として労働災害防止事業を行うことを、国の「援助」と呼ぶことが妥当なのかということである。即ち、一般論として、災害保険が災害防止事業を行うことは、その収支の安定のためであるという見方（1.8.3 節参照）、あるいは、国の援助ではなく、事業主の共同連帯による事業という見方も可能である⁹³。しかし、労災保険の保険料は、単なる保険料ではなく、税に近い公益的拠出という見方もできる。

1.9 本法が適用されない領域等における事情

本法は、鉱山における保安については第 2 章（労働災害防止計画）を除き適用されず、船員については全く適用されない。

1.9.1 鉱山における保安

鉱山保安法等に国の援助規定はないが、経済産業省等においても技術上の助言、リーフレットの配布等による指導援助が行われていることは周知のとおりである⁹⁴。

⁹³ 「事業主の共同連帯」という考え方については、行政刷新会議ワーキンググループが行った平成 22 年 10 月 27 日の事業仕分け第 3 弾前半において、清水涼子評価者が労働保険特別会計により未払賃金立替払事業を行うことを批判したのに対し、金子順一厚生労働省労働基準局長が「国で、このためだけに新たな保険制度を作るのはいかにも不合理なので、労災保険の仕組みで事業主の共同連帯でやっていただいているということでございます。」と答弁している（<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9283589/www.cao.go.jp/sasshin/shiwake3/details/pdf/1027/gijigaiyo/a-5.pdf>, <https://www.youtube.com/watch?v=fzPTWhWRWI&t=5046s>）。

⁹⁴ 例として、経済産業省のウェブサイトで鉱山保安に係るリーフレットがダウンロードできるようになっている（鉱山保安情報（リーフレット一覧）https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/mine/detail/mineinfo.html, 2022 年 8 月 24 日閲覧）。

鉬山保安情報 (平成29年6月16日号)

回転体は危ない！

鉬山災害を防止するための
ハードとソフトの優良事例集より

鉬山災害を防止するための
ハードとソフトの優良事例集

危険体感教育 災害への感受性を高揚！

【スクリーコンベア巻き込まれ体感訓練】
布を巻き込ませて、引き込まれる強さを体験
(スクリーコンベアは研修用に用意されたもの)



経済産業省 商務流通保安G 鉬山・火薬類監理官付、各産業保安監督部(支部、事務所)

鉬山保安情報 (平成 29 年 6 月 16 日号)

「回転体は危ない！」

なお、独立行政法人石油天然ガス・金属鉬物資源機構により、金属鉬業等による鉬害の防止に必要な資金の貸付けその他の鉬害防止支援事業が行われている⁹⁵。

1.9.2 船員

船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和 42 年法律第 61 号）では、第 1 章（総則）に次のとおり国の援助規定が置かれている。

船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和 42 年 7 月 15 日法律第 61 号）

（国の援助等）

第五条 国は、船舶所有者又は船舶所有者の団体が船員災害の防止を図るために行う活動について、財政上の措置、技術上の助言、資料の提供その他必要な援助を行うように努めるものとする。

2 国は、船員災害の防止に資する科学技術の振興を図るため、研究開発の推進及びその成果の普及その他必要な措置を講ずるように努めるものとする。

1.9.3 家内労働者

家内労働法にも次のとおり家内労働者及び委託者に対する援助規定がある。

家内労働法（昭和 45 年 5 月 16 日法律第 60 号）

⁹⁵ 独立行政法人石油天然ガス・金属鉬物資源機構「鉬害防止支援」 (http://www.jogmec.go.jp/mp_control/)

（援助）

第二十五条 国又は地方公共団体は、家内労働者及び委託者に対し、資料の提供、技術の指導、施設に関する便宜の供与その他この法律の目的を達成するために必要な援助を行なうように努めなければならない。

本条の特徴として、国に加えて地方公共団体もまた努力義務を負っていることが挙げられる。これは、家内労働者の労働条件向上のための施策が、地域住民の福祉対策としての側面を有していることによるものであると説明されている⁹⁶。

家内労働者については、国民金融公庫の産業安全衛生施設等整備資金貸付（1.7.4.3.1 節参照）⁵⁴及び労働安全衛生融資制度（1.7.4.3.2 節参照）の対象となっていた。

1.9.4 一人親方等

既存不適合機械等更新支援補助金事業では、労災保険に特別加入している個人事業者も対象としている⁹⁷。

⁹⁶ 寺園成章『家内労働法の解説』（労務行政研究所，1981 年）286 頁

⁹⁷ 平成 31 年 3 月 28 日基発 0328 第 25 号（令和 2 年 3 月 24 日基発 0324 第 7 号，令和 3 年 3 月 26 日基発 0326 第 11 号改正）「既存不適合機械等更新支援補助金事業実施要領」（<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000760236.pdf>）

2 第 107 条

2.1 条文

（厚生労働大臣の援助）

第百七条 厚生労働大臣は、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者、産業医、コンサルタントその他労働災害の防止のための業務に従事する者の資質の向上を図り、及び労働者の労働災害防止の思想を高めるため、資料の提供その他必要な援助を行うように努めるものとする。

2.2 趣旨

本条は、厚生労働大臣が、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者、産業医、コンサルタントその他労働災害の防止のための業務に従事する者の資質の向上を図り、及び労働者の労働災害防止の思想を高めるため、資料の提供その他必要な援助を行うように努めるものとすることを明確化したものである。

第 106 条との主な相違点として、本条の主語が国ではなく厚生労働大臣であること、本条の対象が事業者ではなく労働災害の防止のための業務に従事する者及び労働者であることが挙げられる。

なお、国の援助義務に関する一般的事項については、第 106 条の解説にまとめることとし、本条の解説では本条に特徴的な事項について述べるものとする。

2.3 条文解釈

2.3.1 「安全管理者…その他労働災害の防止のための業務に従事する者」

類似の表現として、第 99 条の 2（労災の再発防止のための都道府県労働局長による講習受講の指示）に（事業者を受講させるよう指示する対象として）「総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、統括安全衛生責任者その他労働災害の防止のための業務に従事する者（次項において「労働災害防止業務従事者」という。）」との表現があるが、本条との細かい異同は明らかではない。しかし、同条は都道府県労働局長が事業者に対し事業場の労働災害防止業務従事者に講習を受けさせるよう指示させる規定であるから、少なくとも、本条が事業場に所属せず活動する例えば開業コンサルタントも対象としうる点で趣旨を異にすると考えられる。

「その他労働災害の防止のための業務に従事する者」には、総括安全衛生管理者、産業医、産業保健師、産業歯科医師、作業主任者、職長、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者、店社安全衛生管理者、安全衛生責任者等は当然含まれるほか、その他労働災害の防止のための業務に従事するあらゆる自然人が含まれるであろう。

2.3.2 「労働者」

従来、労働基準法第 105 条の 2 では「労働者及び使用者に対して資料の提供その他必要な援助をしなければならない。」と規定されてきたが、本法では使用者について名宛人を事業者に変更して第 106 条に、労働者について本条にと分けて規定された。

2.3.3 「…の資質の向上を図り…の労働災害防止の思想を高めるため」

1.3.3 節参照。本条も、第 1 条が定める本法の目的、すなわち労災防止と快適職場形成のうち前者に係る国の援助を定めている。

2.3.4 「資料の提供その他必要な援助」

「資料の提供」には、労働災害の発生状況、有効な防止対策事例、諸外国における労働災害防止対策の現況、各種の統計等を示したリーフレット、パンフレット等の提供が含まれる⁹⁸。

「その他必要な援助」には、資料の提供も伴うが、全国安全週間、全国労働衛生週間等の行事の開催、後援等⁹⁸のほか、（法第 63 条の支持を受けた）安全衛生教育センター、産業安全技術館（0 節参照）等の施設の設置（委託等を含む）や助成が含まれるであろう。

なお、これらの具体的な援助が、同時に本条以外の国の援助関係規定に関する援助にも該当することも少なくないと思われる。

2.4 関係規定

実際に労働災害が発生してしまった場合には、国（都道府県労働局長）は、第 99 条の 2 の規定により安全管理者等に講習を受けさせるよう事業者に指示することができる。

（講習の指示）

第九十九条の二 都道府県労働局長は、労働災害が発生した場合において、その再発を防止するため必要があると認めるときは、当該労働災害に係る事業者に対し、期間を定めて、当該労働災害が発生した事業場の総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、統括安全衛生責任者その他労働災害の防止のための業務に従事する者（次項において「労働災害防止業務従事者」という。）に都道府県労働局長の指定する者が行う講習を受けさせるよう指示することができる。

2 前項の規定による指示を受けた事業者は、労働災害防止業務従事者に同項の講習を受けさせなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、講習の科目その他第一項の講習について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

2.5 沿革

国の援助規定全般に係る沿革は 1.6 節に示した。

本法制定当初の本条の規定は次のとおりであった。

（労働大臣の援助）

第一百七条 労働大臣は、安全管理者、衛生管理者、コンサルタントその他労働災害の防止のための業務に従事する者の資質の向上を図り、及び労働者の労働災害防止の思想

⁹⁸ 労働調査会出版局編『改訂 5 版 労働安全衛生法の詳解——労働安全衛生法の逐条解説』（労働調査会、2020 年）1026 頁

を高めるため、資料の提供その他必要な援助を行なうように努めるものとする。

その後、労働安全衛生法の一部を改正する法律（昭和 63 年 5 月 17 日法律第 37 号）により安全衛生推進者及び衛生推進者に関する規定が新設された際、同時に本条中「衛生管理者」の下に「、安全衛生推進者、衛生推進者」が加えられ、「行なう」が「行う」に改められ、昭和 64 年 4 月 1 日から施行された。

また、労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成 8 年 6 月 19 日法律第 92 号）で産業医の専門性の確保等のための改正が行われた際、本条中「衛生推進者」の下に「、産業医」が加えられ、平成 8 年 10 月 1 日から施行された。

中央省庁等改革関係法施行法（平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号）第 705 条の規定により「労働大臣」が「厚生労働大臣」に改められ、平成 13 年 1 月 6 日から施行された。

2.6 運用

労働省労働基準局安全衛生部編『実務に役立つ労働安全衛生法』（中央労働災害防止協会，1993 年）によれば、全国安全週間、全国労働衛生週間等の行事の推進、安全衛生関係法令等に関する講習会や説明会の開催等が本条に基づく援助であると解説されている⁹⁹。

これらの行事等は、本条の規定だけに基づくものとは限らないが、以下これらの行事等について便宜上本条の解説として記述することとする。

2.6.1 全国安全週間及び全国労働衛生週間

日本最初の安全週間は、大正 8 年 6 月 15 日から 6 月 21 日まで、東京市とその隣接町村において地域的なものとして実施された（1.6.1 節参照）。その後、関西地区の工場監督官らの発案をきっかけとして昭和 2 年に 1 道 3 府 21 県連合工場安全週間が実施され、昭和 3 年には全国工場監督主任官会議の決定により全国統一の全国安全週間が初めて開催された¹⁰⁰。

⁹⁹ 労働省労働基準局安全衛生部編『実務に役立つ労働安全衛生法』（中央労働災害防止協会，1993 年）547 頁

¹⁰⁰ 中央労働災害防止協会『労働安全運動史—安全専一から 100 年』（2011 年）122～123 頁



昭和 3 年の第 1 回全国安全週間のポスター

昭和 25 年以降は、全国安全週間から分離する形で全国労働衛生週間が実施されている。



昭和 25 年の第 1 回全国労働衛生週間のポスター

令和 5 年 7 月には、厚労省により、96 回目となる全国安全週間が開催された¹⁰¹。同年 10 月には、同じく 74 回目となる全国労働衛生週間が開催された¹⁰²。

2.6.2 産業安全技術館及び大阪産業安全技術館

広く一般への安全衛生に関する資料や設備を提供する施設として、かつて、産業安全技術館と大阪産業安全技術館が存在した。



産業安全参考館（昭和18年）



産業安全会館（昭和46年）
（産業安全研究所および産業安全技術館）



大阪産業安全博物館（昭和36年）

労働省産業安全研究所『労働省産業安全研究所 50 年の歩み』（平成 4 年）4～5 頁から

産業安全技術館は、産業安全参考館として昭和 18 年に厚生省産業安全研究所（東京都港区芝田町）の附属施設として設立された。産業安全研究所と産業安全参考館の設立は伊藤一郎ら民間からの寄附と強い要望により設立されたものであった¹⁰³。

¹⁰¹ 厚生労働省の WEB サイト（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_34356.html 令和 6 年 3 月 3 日閲覧）。

¹⁰² 厚生労働省の WEB サイト（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_34356.html 令和 6 年 3 月 3 日閲覧）。

¹⁰³ 経緯については、堀口良一『安全第一の誕生—安全運動の社会史〔増補改訂版〕』（不

産業安全参考館は、昭和 29 年に（国立）産業安全博物館に改称された¹⁰⁴。同博物館は、その後、博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 29 条¹⁰⁵の規定に基づき、昭和 30 年 12 月 28 日文部省告示第 108 号により、労働科学資料館（世田谷区祖師ヶ谷，私立）等とともに博物館相当施設として指定された。

昭和 36 年には、日立造船株式会社からの寄附により、大阪市にも大阪産業安全博物館が設立された。

昭和 46 年、産業安全博物館と大阪産業安全博物館はそれぞれ産業安全技術館と大阪産業安全技術館に改称された。

なお、その後、博物館の独立行政法人化の流れの影響で、産業安全技術館は、平成 19 年 3 月時点で、国立で唯一の博物館相当施設であった¹⁰⁶。

民主党政権が成立すると、平成 22 年 5 月 21 日の行政刷新会議「事業仕分け第 2 弾」（後半）で産業安全技術館及び大阪産業安全技術館を含む中央労働災害防止協会による安全衛生情報提供・相談等業務について廃止と判定されたこと等を受け、これらは平成 23 年 3 月 31 日をもって廃止された^{107,108,109}。

二出版，2015 年），中央労働災害防止協会『労働安全運動史—安全専一から 100 年』（2011 年）に詳しい。

¹⁰⁴ 独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所—沿革（<https://www.jniosh.johas.go.jp/about/history.html>，令和 5 年 2 月 28 日閲覧）

¹⁰⁵ 博物館法の一部を改正する法律（昭和 30 年 7 月 22 日法律第 81 号）により加えられた当時の第 29 条は、次のとおり（昭和 30 年 7 月 22 日官報第 8566 号）。

博物館法（昭和二十六年十二月一日法律第二百八十五号）

第五章 雑則

（博物館に相当する施設）

第二十九条 博物館の事業に類する事業を行う施設で、文部大臣が、文部省令で定めるところにより、博物館に相当する施設として指定したものについては、第七条及び第九条の規定を準用する。

¹⁰⁶ これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議「新しい時代の博物館制度の在り方について（中間まとめ）」（2007 年 3 月）（https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/cho usa/shougai/014/toushin/07051101.pdf）8 頁

¹⁰⁷ 国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）—行政刷新会議—事業仕分け詳細と評価結果—2010 年 5 月 21 日（<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9283589/www.cao.go.jp/sasshin/shiwake/detail/2010-05-21.html>）—B-33：中央労働災害防止協会—議事概要（<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9283589/www.cao.go.jp/sasshin/shi wake/detail/gijiroku/b-33.pdf>），評価者名簿（<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/92>

2.6.3 リーフレット等

厚生労働省は、法令改正等に関するリーフレット、パンフレットをウェブサイトや官署にて配布している。

3 第 108 条

3.1 条文

（研究開発の推進等）

第百八条 政府は、労働災害の防止に資する科学技術の振興を図るため、研究開発の推進及びその成果の普及その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3.2 趣旨

本条は、政府は、労働災害の防止に資する科学技術の振興を図るため、研究開発の推進及びその成果の普及その他必要な措置を講ずるよう努めるものとすることを定めている。

3.3 条文解釈

3.3.1 「政府」

「政府」の意義については、1.3.1 節で述べた。

3.3.2 「研究開発の推進及びその成果の普及」

施設としては、独立行政法人労働者健康安全機構の労働安全衛生総合研究所、産業医学振興財団、学校法人産業医科大学などがこれに該当する。

なお、日本バイオアッセイ研究センター（当初中央労働災害防止協会に運営を委託、その後独立行政法人労働者健康安全機構に移管）は、本条ではなく第 58 条の規定に基づく事業である。

また、警察庁科学警察研究所、消防庁消防大学校消防研究センター、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人国民生活センターなど、他の行政分野で行われる研究開発が、労働災害の防止に資することは少なくない。

[83589/www.cao.go.jp/sasshin/data/files/63dec4ad-2deb-3b38-2902-4bd128117723.pdf](https://www.cao.go.jp/sasshin/data/files/63dec4ad-2deb-3b38-2902-4bd128117723.pdf)）, 行政刷新会議「事業仕分け第 2 弾」（後半）評価結果一覧（<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9283589/www.cao.go.jp/sasshin/data/files/d3694976-66f0-5d8e-48a7-4bf6cba80745.pdf>）

¹⁰⁸ 中央労働災害防止協会－あんぜんミュージアム&シアター「産業安全技術館、大阪産業安全技術館及びシアター（東京・大阪）の運営終了のお知らせ」（<https://www.jaish.gr.jp/museum/japanese/end.html>，令和 5 年 2 月 28 日閲覧）

¹⁰⁹ 独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所－日立造船株式会社からの寄附により設置された大阪産業安全博物館（https://www.jniosh.johas.go.jp/publication/mail_mag/2010/27-1.html，令和 5 年 2 月 28 日閲覧）

3.4 関係規定

じん肺法にも、政府による技術研究等についての規定がある。

じん肺法（昭和 35 年 3 月 31 日法律第 30 号）

第四章 政府の援助等

（技術的援助等）

第三十二条 政府は、事業者に対して、粉じんの測定、粉じんの発散の防止及び抑制、じん肺健康診断その他じん肺に関する予防及び健康管理に関し、必要な技術的援助を行うように努めなければならない。

2 政府は、じん肺の予防に関する技術的研究及び前項の技術的援助を行なうため必要な施設の整備を図らなければならない。

3.5 沿革

本条の趣旨については、昭和 46 年 7 月 13 日付け労働基準法研究会第 3 小委員会報告に既にうかがうことができる。

昭和 46 年 7 月 13 日付け労働基準法研究会第 3 小委員会報告別紙

3 安全衛生対策の現状と問題点

(十) むすび

(8) 国の監督指導および援助

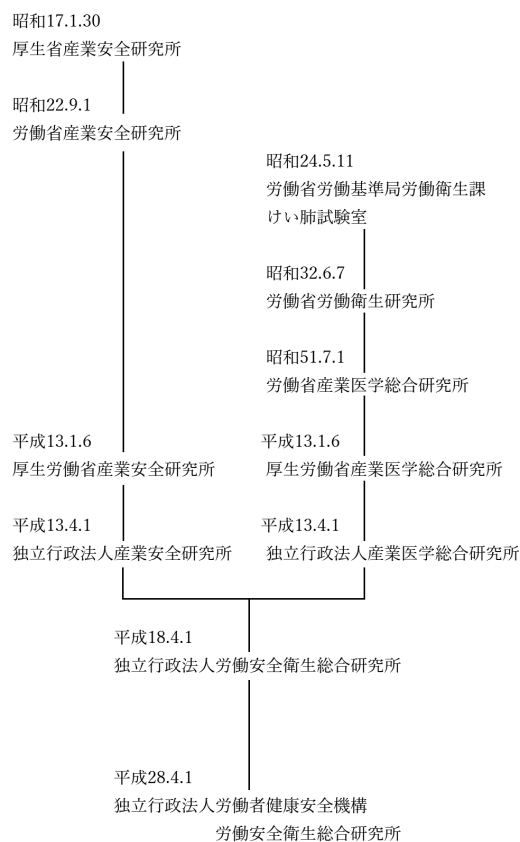
ホ 研究体制の整備充実

技術の進展、労働環境等の変化に対応する科学的労働災害防止対策を展開するためその裏づけとなる研究体制の整備充実をはかる必要があること。

3.6 運用

本条の運用上の代表格である労働安全衛生総合研究所の沿革は次のとおりである。

図 1 労働安全衛生総合研究所の沿革



（労働安全衛生総合研究所紹介パンフレット¹¹⁰から作成）

その他、

公益財団法人産業医学振興財団

学校法人産業医科大学

¹¹⁰ 独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所－研究所概要（<https://www.jniosh.johas.go.jp/about/laboratory.html>）の研究所案内パンフレット（https://www.jniosh.johas.go.jp/about/doc/jniosh_pamphlet.pdf）19 頁の沿革から（現在の資料には掲載されていない）。ただし、労働省設置法等の一部を改正する法律（昭和 31 年 4 月 13 日法律第 68 号）（労働衛生研究所の設置に係る改正規定を含む）の施行期日は昭和 31 年 8 月 1 日、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（昭和 51 年 5 月 27 日法律第 32 号）附則第 29 条（労働衛生研究所を産業医学総合研究所に改める規定）の施行期日は昭和 52 年 4 月 1 日、独立行政法人産業安全研究所法（平成 11 年 12 月 22 日法律第 181 号）及び独立行政法人産業医学総合研究所法（平成 11 年 12 月 22 日法律第 182 号）の施行期日は平成 13 年 1 月 6 日であった。

厚生労働科学研究費補助金
等が挙げられる。

4 第 108 条の 2

4.1 条文

（疫学的調査等）

第百八条の二 厚生労働大臣は、労働者がさらされる化学物質等又は労働者の従事する作業と労働者の疾病との相関関係をは握するため必要があると認めるときは、疫学的調査その他の調査（以下この条において「疫学的調査等」という。）を行うことができる。

2 厚生労働大臣は、疫学的調査等の実施に関する事務の全部又は一部を、疫学的調査等について専門的知識を有する者に委託することができる。

3 厚生労働大臣又は前項の規定による委託を受けた者は、疫学的調査等の実施に関し必要があると認めるときは、事業者、労働者その他の関係者に対し、質問し、又は必要な報告若しくは書類の提出を求めることができる。

4 第二項の規定により厚生労働大臣が委託した疫学的調査等の実施の事務に従事した者は、その実施に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。ただし、労働者の健康障害を防止するためやむを得ないときは、この限りでない。

4.2 内容及び趣旨

本条は、厚生労働大臣が、労働者がさらされる化学物質等又は労働者の従事する作業と労働者の疾病との相関関係を把握するため必要があると認めるときに疫学的調査その他の調査を行うことができる権限のほか、調査の実施に関する事務の全部又は一部の外部委託、調査にあたっての質問、報告徴収等の権限、調査の実施の事務に従事した者の秘密保持義務について規定するものである。

本条は、労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律（昭和 52 年 7 月 1 日法律第 76 号）による本法改正（以下「昭和 52 年改正」という。）で、新規化学物質の製造者等による有害性調査制度等（法第 57 条の 2 等）の新設と共に追加されたものであり、その趣旨は、施行通達により次のとおり説明されている。

発基第九号

昭和五三年二月一〇日

都道府県労働基準局長 殿

労働事務次官

労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律の施行について（労働安全衛生法関係）

記

第一 労働安全衛生法の改正の経緯及び趣旨

労働安全衛生法の制定以来五年余が経過したが、その間の労働災害の発生状況をみると、全般的には毎年着実に減少の一途をたどつてはいるものの、今なお、相当数の労働災害の発生がみられている。

特に職業性疾病については、最近の新しい原材料の採用等により、職業がん等新し

い型の疾病の発生がみられ、最近においては、六価クロム、塩化ビニル等の化学物質による重篤な職業性疾病が大きな社会問題となつたところである。こうした化学物質等による職業がん等の重篤な職業性疾病の防止対策が、安全衛生行政の重要な課題となつている。

このような情勢を踏まえ、労働省では、中央労働基準審議会の労働災害防止部会における職業性疾病対策を重点とした労働安全衛生法の改正についての報告書を受けて、同審議会に「労働安全衛生法の一部を改正する法律案要綱」を諮問し、その答申を受けて改正を行つたものである。

第二 労働安全衛生法の改正の内容

七 疫学的調査等（第一〇八条の二関係）

疫学的調査等は、がん原性等の疑いがある化学物質等又は労働者の従事する作業と労働者の疾病との相関関係をは握するために行う調査である。

この調査は、従来は法的な根拠をもたず、事業者の自主的な協力に依存して実施してきたが、その重要性にかんがみ、特に規定を設け、国として調査を行う姿勢を明らかにしたものであること。

この調査の結果は、労働者の疾病の原因となることが明らかになつた化学物質等又は作業に関連する有害な要因を除去し、又は減少させる技術的な対策を講ずるための基礎資料となるとともに、適正かつ迅速な労災補償を行うための基礎資料としても利用されるものであること。

4.3 条文解釈

4.3.1 「労働者がさらされる化学物質等」

「化学物質」は本法第 2 条第 3 号の 2 で「元素及び化合物をいう。」と定義されており、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号）で定義されている「化学物質」の範囲が人為的に合成したものに限定されているのとは対照的である。

本法では、制定時には法律条文に「化学物質」の語がなく、そのかわり「有害物」、「残さい物」等（安全関係では「爆発性の物」等）の語が使用されていたが、昭和 52 年改正により本条を含む化学物質関連規定が追加され、上記の定義規定もその時に加えられた。その時の施行通達¹¹¹を次に引用する。

基発第七七号

昭和五三年二月一〇日

都道府県労働基準局長 殿

労働事務次官

¹¹¹ 昭和 53 年 2 月 10 日付け基発第 77 号「労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律及び労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令の施行について」（https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tb2045&dataType=1）

労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律及び労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令の施行について（抄）

記

I 法律関係

一 定義（第二条関係）

第三号の二の「元素」及び「化合物」は、以下のとおりとすること

(一) 「元素」とは、

一種類の原子（同位体の区別は問わない。）からなる物質のすべての状態（励起状態、ラジカル等を含む。）をいい、単体を含むものであること。

(二) 「化合物」とは、

二種類以上の元素が互に化学結合力によつて結合すること（化合）によつて生じた、原則として一定の組成を有する物質をいうこと（安定な非結合ラジカル（二、二ージフェニル——ピクリルヒドラジル、ジ—tert—ブチルニトロキシド等）を含む。）

なお、「化合物」とは通常単一の種類の物質をいうが、ここでいう化合物には、次の各号に掲げる物を含むものとする。

イ 主成分は一定の組成を有しているが、その主成分を製造する際に混入した不純物、副生物等が混在しているもの

ロ 高分子化合物のごとく、単量体（モノマー）は一定の組成を有しているが、厳密な意味では、その物の化学構造が完全な同一性を有するとは限らないもの

ハ 一部の染料、コールドタル状物質等のごとく、製造する行為の結果、複数の化合物の集合体として得られ、個々の化学物質の同定が困難であるが、全体として均一な性状を有し、個々の化学物質の分離精製を行わないもの

また、次の各号に掲げる物は、化合物として取り扱わないものとする。

イ 合金

ロ 固有の使用形状を有するもの（合成樹脂製の什器、板、管、棒、フィルム等）及び混合物のうち、混合することによつてのみ製品となるものであつて、当該製品が原則として最終の用途に供される物（例…顔料入り合成樹脂塗料、印刷用インキ、写真感光用乳剤）

本条では「化学物質」ではなく「化学物質等」となっているが、「等」については定義されておらずその範囲は明確ではない。しかし、「化学物質」は、例えば化学的組成そのものに毒性はないが吸入すると健康障害を引き起こす粉じん等を的確に指す語ではないと思われるので、「等」とする必要があったのではないかと考えられる。また、「有害物」としてしまうと、これから有害性を調査するのに予め「有害物」と言うのはおかしいということになるだろう。

このほか、「等」には含まれるものとして、黄りんマッチ、ベンゼンゴムのりなどの化学品や有害な動植物等が含まれるだろう。「さらされる」という意味では本法第 22 条に

列挙されている放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等といったものも考えられる。しかし、いずれにせよ、あらゆる作業が次に来る「労働者の従事する作業」に含まれうることから、実務上、厳密な解釈は不要であろう。

4.3.2 「労働者の従事する作業」

文字どおり、労働者が従事するあらゆる作業が含まれるだろう。

化学物質等にさらされる作業以外にも、計器監視、精密工作等の作業や、重量物取扱作業、介護作業、クレーム対応の作業、無重力下の作業など色々なものが考えられる。

また、長時間労働（長時間に亘る作業）も含むと考えられるのではないだろうか。

4.3.3 「疫学的調査」

「疫学的調査」とは、一定の集団における特定の疫病の分布を多角的（人間の因子（性、年齢、職業等）、場所（地理的）、時間（年、月）等）に観察し、その結果を基として、なぜそのような分布をするかという理由（主としてその疫病の成立の原因）を統計学的に解析して考究するための調査をいい、コーホースタディ、ケースコントロールスタディ等がこれに該当する¹¹¹。

コーホースタディとは、同種の職業又は業務等に従事した労働者等のできる限り幅広い集団を疫学的調査の対象集団（コーホート）として設定し、この集団に属する労働者等の死因等の遡及調査又は将来における死因等の追跡調査を行い、その集団に属する労働者等の特定の死因に係る死亡率等と一般人口におけるその死因に係る修正死亡率とを統計的に比較解析すること等により特定の疾病の原因となる因子を解明しようとする疫学的研究手法（＊職業等の特徴からのアプローチ手法〔三柴〕）をいう¹¹¹。

ケースコントロールスタディとは、特定の地域等における特定の疾病に罹患した者（ケース）と性、年齢等が等しい者を対照として無作為的に選定し、当該疾病に罹患した者（ケース）及び無作為に選定した者（コントロール）の従事した職業又は業務等の履歴を調査して、そのケースの群とそのコントロールの群との間における特定の職業又は業務等の出現頻度の差を推計学的に検討し、その特定の疾病とその特定の職業又は業務等との関連を解明しようとする疫学的研究手法（＊疾病や死因からのアプローチ手法〔三柴〕）をいう¹¹¹。

なお、労働大臣官房国際労働課編（1997 年）『改訂和英労働用語辞典』（日刊労働通信社）¹¹²によると、「疫学的調査」の英訳語として epidemiological survey の語を充てている。

なお、「疫学的調査」は一般に使用される「疫学調査」という用語と意味内容に相違は無い¹¹³。

¹¹² 労働大臣官房国際労働課編『改訂和英労働用語辞典』（日刊労働通信社，1997 年）

¹¹³ 労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律（昭和 52 年 7 月 1 日法律第 76

4.3.4 「その他の調査」

「その他の調査」とは、特定の疾病（主として特異的なもの）に罹患した者等について、その職業及び取扱い物質等並びにその者等の病歴その他の医学的所見等を調査し、その職業及び取扱い物質等がその特定の疾病の成立の原因となっているかどうかを、既に得られている科学的な知見に照らして考究するための調査（＊個別ケースの原因分析アプローチ）をいい、ケーススタディがこれに該当する¹¹¹。

4.3.5 「事業者、労働者その他の関係者に対し、質問し、又は必要な報告若しくは書類の提出を求めることができる」

疫学的調査を実施するためには、事業者、労働者その他の関係者から、作業工程、労働者の作業歴、生死の別、死因等についての資料を得る必要があることから、調査の受託者を含め、質問等の権限を規定したものである¹¹⁴。

労働基準監督官、産業安全専門官等が行う調査に対する拒否、妨害、忌避、虚偽陳述等については罰則があるが、本条の調査に対する妨害については、罰則は設けられていない。ただし、この調査に従事する公務員に対して暴行または脅迫を加えた者に対しては公務執行妨害罪が適用される。また委託の場合も調査従事者がみなし公務員となり同罪が適用される場合もあると考えられる。

4.3.6 「その実施に関して知り得た秘密を漏らしてはならない」

調査の実施の事務に従事した者は個人の死因等のプライバシーや企業のノウハウに触れる可能性があるため、本条の調査制度の円滑な運営を図ることをねらいとして守秘義務が規定されたものであり、これに違反した者は 6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられる。「従事した者」であるから、調査終了後はもちろん退職後であっても守秘義務は免れないだろう。

ここでは受託業者に限定して規定されているが、国家公務員についてはもとより国家公務員法第 100 条第 1 項で守秘義務が課されており（退職後も同様）、これに違反した場合は 1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられる。

なお、第 57 条の 4（当時の第 57 条の 2）第 5 項及び第 57 条の 5（当時の第 57 条の 3）第 5 項では（いずれも本条と同じ昭和 52 条改正で設けられた規定）、化学物質の有害性の調査で意見を求められた学識経験者について同様に守秘義務が規定されている。

号）の法案作成に従事した唐澤正義氏（昭和 41 年労働省入省、化学物質の有害性調査制度の創設等に従事、労働省労働基準局安全衛生部化学物質調査課長、福岡労働基準局長、公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会会長等を歴任）へのメールでの問合せ結果（2021 年 10 月 28 日）による。

¹¹⁴ 労働調査会出版局編『改訂 5 版 労働安全衛生法の詳解—労働安全衛生法の逐条解説』（労働調査会、2020 年）1029 頁

ここで、どのようなものが「秘密」に該当するかが問題となる。昭和 52 年改正が審議され成立した第 80 回国会では、本条及び第 57 条の 4 第 5 項及び第 57 条の 5 第 5 項の守秘義務規定が、①企業の公害隠しや職業病隠しに加担するものではないか、②科学公開の原則に反しないか、③学識経験者の自由な研究、良心の自由を制約することとはならないか等々の意見が出されたところ（国会での審議経過については 4.7.3 節参照）、参議院社会労働委員会において、「学問上の論議をいたずらに制限したり、ましてや職業病隠しという結果を招くこととならないよう」十分配慮が必要ではないかという日本社会党議員の質問に対し、政府答弁は、守秘義務規定が有害性の調査あるいは疫学的調査等の制度の、円滑な運営を図るために必要があるかどうかという観点から判断されるべきとした上で、一般に「秘密」かどうかの判断においては、その事実を提供する者が「秘密」とする意見を有しているかどうかの一つの重要な要素であり、それに加え、調査の責任を負う労働大臣（現在では厚生労働大臣）が「秘密」とする意思を有するかどうかを含めて判断することになると解している。また、委託の場合は契約で「秘密」の範囲を明確化することによって、労働大臣がその意思を明らかにし、原則としてそれ以外は「秘密」には該当しないものと考えられている¹¹⁵。

4.3.7 「ただし、労働者の健康障害を防止するためやむを得ないときは、この限りでない。」

この但書は、国会に提出された原案の段階では存在しなかったが、同法律案成立に際し、参議院社会労働委員会の修正で加えられた¹¹⁶（国会での審議経過については 4.7.3 節参照）。

原案に対する日本共産党等からの批判は、「正当な理由がないのに」という文言がないということであったが、自由民主党議員から提出され可決された修正案は結局「ただし、労働者の健康障害を防止するためやむを得ないときは、この限りでない。」というより明確なものとなった。しかし、その批判は、公害が問題化していた時代背景もあり、守秘義務規定が「職業病隠し」とともに「公害隠し」に繋がるというものであった。結局は本法が労働法である趣旨もあって「労働者の健康障害」という文言となったと思われるが、本条の疫学的調査等が広く公害問題にも結びつくことを考えれば、「労働者の健康障害」という限定的表現が本当に妥当かどうかは議論の余地があると考えられる。ただし、日本共

¹¹⁵ 国会会議録検索システム・第 80 回国会参議院社会労働委員会第 13 号昭和 52 年 6 月 9 日、日本社会党浜本万三参議院議員に対する桑原敬一労働省労働基準局長の答弁（<https://kokkai.ndl.go.jp/txt/108014410X01319770609/6>）

¹¹⁶ 国会会議録検索システム・第 80 回国会参議院社会労働委員会第 13 号昭和 52 年 6 月 9 日に自由民主党佐々木満参議院議員による修正案が可決された（<https://kokkai.ndl.go.jp/txt/108014410X01319770609/16>）。

産党議員等の質問に対して政府委員桑原敬一労働省労働基準局長が答弁したように、「正当な理由」があれば違法性は阻却されると解されることから、公害防止上やむを得ない場合も正当な理由として守秘義務違反は成立しないとも考えられる。しかしいずれにせよ法律上明文化した方が良いのではないだろうか。

4.4 罰則

本条第 4 項の規定に違反した者は、第 119 条の規定により 6 か月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられる。

また、この場合、両罰規定（第 122 条）も適用されることから、その事務を受託した事業の業務主もまた罰金刑を受けることとなる。

4.5 関係規定

4.5.1 本条に関係する命令

労働安全衛生規則第 98 条の 4 において、厚生労働大臣は、疫学的調査等の結果を労働政策審議会に報告することとしている。

労働安全衛生規則（昭和四十七年九月三十日労働省令第三十二号）

（疫学的調査等の結果の労働政策審議会への報告）

第九十八条の四 厚生労働大臣は、法第百八条の二第一項に基づき同項の疫学的調査等を行つたときは、その結果について当該疫学的調査等の終了後一年以内に労働政策審議会に報告するものとする。

（昭五四労令二・追加、平一二労令七・旧第九十八条の二繰下、平一二労令四一・一部改正、平三〇厚労令一一二・旧第九十八条の三繰下）

同条は、既に昭和 52 年 6 月 9 日の参議院社会労働委員会において桑原敬一労働省労働基準局長から「法第 108 条の 2 第 1 項の規定により疫学的調査等を実施し、または同条第 2 項の規定による委託を受けた者から、当該委託に係る疫学的調査等の結果の報告がありましたときは、1 年以内にその結果を中央労働基準審議会に報告をいたしたいと考えております」という答弁があり¹¹⁷、また、同日の同委員会での附帯決議でも「八、企業及び国が実施する有害性調査または疫学的調査の結果等については、労働大臣がそれを審査し、できる限り速やかにその結果を中央労働基準審議会に報告するよう明定すること。」¹¹⁸とされたことから規定されたものである。

また、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成 18 年 1 月 5 日厚生労働省令第 1 号）により、有害物ばく露作業報告の義務が新設された。

¹¹⁷ 第 80 回国会参議院社会労働委員会第 13 号昭和 52 年 6 月 9 日、桑原敬一労働省労働基準局長の答弁（<https://kokkai.ndl.go.jp/txt/108014410X01319770609/4>）

¹¹⁸ 第 80 回国会参議院社会労働委員会第 13 号昭和 52 年 6 月 9 日附帯決議（<https://kokkai.ndl.go.jp/txt/108014410X01319770609/18>）

労働安全衛生規則（昭和四十七年九月三十日労働省令第三十二号）

（有害物ばく露作業報告）

第九十五条の六 事業者は、労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う作業場において、労働者を当該物のガス、蒸気又は粉じんにはく露するおそれのある作業に従事させたときは、厚生労働大臣の定めるところにより、当該物のばく露の防止に関し必要な事項について、様式第二十一号の七による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

4.5.2 他の規定

本法において、化学物質等又は労働者が従事する作業の有害性の調査に関する規定には次のようなものがある（安全衛生管理体制に関する規定を除く）。

	調査主体	
	事業者	国
全ての要因	第 28 条の 2	第 94 条（産業安全専門官・労働衛生専門官）、第 96 条の 2（労働者健康安全機構）、第 108 条（政府による研究開発）、第 108 条の 2
表示・通知対象物	第 57 条の 3	
化学物質	第 57 条の 4（新規化学物質の製造輸入業者による有害性調査）、第 57 条の 5（重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのある化学物質を製造輸入使用する事業者による大臣の指示に基づく有害性調査）	第 58 条（国の援助等）

4.6 国際労働基準

日本は、がん原性物質及びがん原性因子による職業性障害の防止及び管理に関する条約（第 139 号条約、第 59 回総会で 1974 年 6 月 24 日採択、1977 年 7 月 26 日批准、1978 年 7 月 26 日国内効力発生）（略称 職業がん条約）^{119,120}を批准しているが、この条約を補足するものとして、がん原性物質及び因子による職業性障害の防止及び管理に関する勧告（第 59 回総会で 1974 年 6 月 24 日採択）¹²¹が採択されており、次のとおり、同勧告 16 の(1)において、権限のある機関は、適当な場合には国際的及び国内的な団体（使用者団体

¹¹⁹ International Labour Organization－ILO 駐日事務所－1974 年の職業がん条約（第 139 号）（https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS_239040/lang--ja/index.htm）

¹²⁰ 外務省ウェブサイト「がん原性物質及びがん原性因子による職業性障害の防止及び管理に関する条約（第百三十九号）」（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/B-S53-0423.pdf>）

¹²¹ International Labour Organization－ILO 駐日事務所－1974 年の職業がん勧告（第 147 号）（https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-recommendations/WCMS_239214/lang--ja/index.htm）

及び労働者団体を含む。）の援助を得て疫学的その他の研究（epidemiological and other studies）を促進し、かつ、職業がんの危険に関する情報を収集し普及すべきであるとされている。

Recommendation concerning Prevention and Control of Occupational Hazards caused by Carcinogenic Substances and Agents, 1974 (No. 147)

IV. Information and Education

16.

(1) The competent authority should promote epidemiological and other studies and collect and disseminate information relevant to occupational cancer risks, with the assistance as appropriate of international and national organisations, including organisations of employers and workers.

(2) It should endeavour to establish the criteria for determining the carcinogenicity of substances and agents.

4.7 沿革

本条は、労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律（昭和 52 年 7 月 1 日法律第 76 号）により、化学物質の有害性調査制度等に係る諸規定とともに追加されたものである。

同改正法成立までの沿革は、4.2 節に引用した施行通達の「第一」にも簡潔に記載されている。

4.7.1 時代背景

昭和 50 年前後、化学物質の需要が多様化し、その種類も極めて複雑多岐にわたっており、さらに、毎年約 450 種類の新規化学物質が産業界で生み出されていると推定されていた¹²²。そのような中で、六価クロムによる肺がん、塩化ビニルモノマーによる肝血管肉腫及び末端骨溶解症等、新しい化学物質による重篤な職業性疾病が社会問題化し、職業性疾病の予防対策の早期確立が望まれていた¹²²。

国際的にも、国際労働機関（ILO）において昭和 49 年に職業がん条約、昭和 52 年に作業環境条約が採択された。

4.7.2 中央労働基準審議会における検討から労働省による法律案作成まで

このような背景の中で、昭和 50 年 11 月 13 日の中央労働基準審議会において、労働側委員から職業性疾病対策の充実強化を主要内容とする意見書が提出され、本法の改正について検討されたい旨の要望がなされた。同審議会はこれを受けて法改正問題を労働災害防止部会で検討することとし、同部会はその後 1 年余、12 回に亘って部会を開催し、公労

¹²² 労働省安全衛生部化学物質調査課編『安衛法・有害性調査制度の解説』（中央労働災害防止協会、1990 年）9 頁

使及び労働省側からも意見が提出され、活発な議論を経て、全員一致で報告書を取りまとめ、昭和 51 年 12 月 23 日、本審議会に提出した^{123,124}。同報告書のうち本条に係る部分は次のとおりである¹²⁵。

中央労働基準審議会労働災害防止部会「労働安全衛生法の改正等に関する報告」（抄）

I 労働安全衛生法を改正すべき事項

1 職業病対策の充実強化

② 疫学調査

イ 労働大臣は、疾病と化学物質又は作業環境との関係をは握するため、疫学調査を行うことができるものとし、事業者等には、この疫学調査に協力する義務を課すものとする。

ロ 上記を法制化するに当たっては、

(イ) 退職労働者、医師等の報告義務を明らかにして、疫学調査の結果の正確性を確保するとともに、医師の守秘義務に関して法律上の疑義が生じないようにすること。

(ロ) 疫学調査に従事する者が、個人や企業の秘密を守らねばならないものとする。

ハ また、疫学調査を実施するに当たっては、

(イ) 疫学調査を委託する場合は、大学の研究者等専門的な知識を有する者に対して行うこと。

(ロ) 疫学調査の実施に伴い、事業者に過重な調査、記録保持等の負担をかけないように配慮すること。

(ハ) 疫学調査の実施に当たっては、調査対象関係労使の意見を十分聴取するよう配慮すること。

(ニ) 疫学調査の実施時期、実施内容、調査結果等について、当審議会に報告すること。

労働省は同報告書を基本とし、細部について検討した上、労働安全衛生法の一部を改正する法律案要綱¹²⁶を作成し、昭和 52 年 2 月 3 日の中央労働基準審議会に諮問し、全委員

¹²³ 労働調査会出版局編『改訂 5 版 労働安全衛生法の詳解—労働安全衛生法の逐条解説』（労働調査会，2020 年）83-84 頁

¹²⁴ 第 108 条の 2 及び有害性調査制度の成立の沿革について、労働省安全衛生部化学物質調査課編『安衛法・有害性調査制度の解説』（中央労働災害防止協会，1990 年）9-16 頁

¹²⁵ 「中基審災防部会報告前文——安衛法の改正案 今国会へ」（『労働衛生』第 18 巻第 2 号（通巻 203 号），1977 年 2 月）4-5 頁

¹²⁶ 労働省労働基準局安全衛生部「労働安全衛生法の改正に関する中央労働基準審議会の答申について」（日本労働研究所『日労研資料』30 巻 3 号，1977 年 3 月）

の賛成を得て、2 月 5 日、同要綱により法改正を行うことが適当である旨の答申¹²⁷を得た¹²⁴。

労働安全衛生法の一部を改正する法律案要綱

第 1 職業病対策の充実強化

2 労働者の健康障害の防止に資するため、次により疫学的調査等を行うものとする
こと。

イ 労働大臣は、化学物質等又は労働者の従事する作業と疾病との関係をは握するた
め、疫学的調査その他の調査（疫学的調査等）を行うことができるものとするこ
と。

ロ 労働大臣は、疫学的調査等の実施に関する事務を、疫学的調査等に関し専門的知
識を有する者に、委託することができるものとする。

ハ 労働大臣又はロによる委託を受けた者は、事業者、労働者、医師その他の関係者
に対し、調査票への必要な事項の記入又は必要な書類の提出を求めることができ
るものとする。

労働省は、この答申を基礎に本法の改正案を作成し、関係各省庁との折衝、内閣法制局
審査等を経て、当時並行して改正作業が進められていたじん肺法と併せ、労働安全衛生法
及びじん肺法の一部を改正する法律案¹²⁸とした。

同法律案は、昭和 52 年 3 月 15 日の閣議に提出され、3 月 18 日、閣法第 61 号として第
80 回国会に提出された¹²⁴。

4.7.3 第 80 回国会での審議・成立

同法律案はまず衆議院で審議されたが、社会労働委員会（附帯決議あり）を経て、本会
議（昭和 52 年 4 月 29 日）で原案どおり可決され、参議院に送付された¹²⁴。

参議院でも社会労働委員会に付託され、昭和 52 年 5 月 12 日以降審議されたが、その中
で日本共産党等の議員から本条及び化学物質の有害性調査条項に設けられた計 3 つの守秘
義務規定について激しい批判がなされた。その内容は、守秘義務規定が①企業の公害隠し
や職業病隠しに加担するものではないか、②科学公開の原則に反しないか、③学識経験者
の自由な研究、良心の自由を制約することとはならないか、④刑法改正草案の「企業秘密
漏示罪」の先取りではないか、⑤「正当な理由がないのに」との文言を欠いているのは、
「企業秘密漏洩罪」よりも厳しいのではないか等といったものであった¹²³。

¹²⁷ 労働省安全衛生部化学物質調査課編『安衛法・有害性調査制度の解説』（中央労働災害
防止協会、1990 年）12-13 頁に、答申文（別添法律案要綱（抜粋）付き）が掲載されてい
る。

¹²⁸ 議案全文について、第 80 回国会衆議院社会労働委員会第 9 号昭和 52 年 4 月 13 日（<http://kokkai.ndl.go.jp/#/detailPDF?minId=108004410X00919770413&page=38>）

昭和 52 年 6 月 9 日の審議で、日本共産党内藤功議員から各守秘義務規定とそれらについての罰則を削除する修正案が、自由民主党佐々木満議員から各守秘義務規定の条項にそれぞれ「ただし、労働者の健康障害を防止するためやむを得ないときは、この限りでない。」という但書を加える修正案が提出されたところ、内藤案は否決、佐々木案は可決され（附帯決議あり¹¹⁸⁾、同日行われた参議院本会議において、修正後の同法律案が成立した^{123,124)}。同法は昭和 52 年 7 月 1 日に公布され、本条の規定は昭和 53 年 1 月 1 日に施行された。

4.7.4 改正

中央省庁等改革関係法施行法（平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号）第 705 条の規定により「労働大臣」が「厚生労働大臣」に改められ、平成 13 年 1 月 6 日から施行された。

4.8 運用及び本条の意義

4.8.1 疫学的調査

本条が追加された時代背景に、職業がん等死に至る疾病の発生があり、疫学的調査では特にがん原性物質を取り扱って離職した者の生死を追跡し、死亡した者についてはその原死因調査を行う必要があったが、死亡診断書等は本籍地で保管されるが労働者名簿から本籍地欄が削除されたこと等から原死因調査が困難となったこと等により、相当以前から¹²⁹⁾、本条に基づく疫学的調査は行われていない。

また、本条の追加時点で既に、主に化学物質による健康障害防止政策の軸足が、疫学的調査という後追いのものから、第 57 条の 4 及び第 57 条の 5 等の規定による事前アセスメント等に移されつつあったことも¹³⁰⁾、本条の規定が運用されていない要因の 1 つであると考えられる。

なお、社団法人日本産業衛生学会が、石綿取扱労働者の疫学的調査の実施を求めた例がある¹³¹⁾。

なお、本条の規定に基づくものか未確認だが、厚生労働科学研究費補助金が交付された特別研究として「印刷労働者にみられる胆管癌発症の疫学的解明と原因追究」と題する研究事業が存在する¹³²⁾。

¹²⁹⁾ 「相当以前から」というのは、厚生労働省安全衛生部関係者への聴取による。

¹³⁰⁾ 松尾幸夫主筆，片岡輝男，木村嘉勝編『政策担当者が語る労働衛生施策の歩み』（労働調査会，平成 24 年）170 頁「疫学調査センターの設置構想を巡って」

¹³¹⁾ 平成 19 年 7 月 6 日付け厚生労働大臣柳澤伯夫あて社団法人日本産業衛生学会理事長清水英佑「石綿取り扱い労働者の疫学調査実施に関する要望書」（<https://www.sanei.or.jp/files/topics/statement/070706sekimen.pdf>）

¹³²⁾ 厚生労働科学研究成果データベース－圓藤吟史研究代表者「印刷労働者にみられる胆管癌発症の疫学的解明と原因追究」（H25-労働-指定-013）（<https://mhlw-grants.niph.go.jp>）

二 考察及び結論

第 106 条から第 108 条の 2 までの規定は、国の施策実施に関するものである。

第 106 条は、国が事業者の労働災害防止活動に関して行う援助に係る努力規定である。同条に基づく援助の具体例としては、労働基準監督機関が監督業務、相談業務等において事業者に行う助言等もあるが、特別な支出を要するものとしては社会復帰促進等事業（以前は労働福祉事業）の一環として各種補助金、サービスの提供等が実施されている。過去には、減税措置、融資等による援助も行われていたが、行財政改革ないし行政刷新の流れを受け平成以降は事業縮小の傾向がみられた。

第 107 条は、厚生労働大臣が労働災害の防止のための業務に従事する者及び労働者に対して行う援助に係る努力規定である。具体的には、全国安全週間及び全国労働衛生週間などがある。

第 108 条は、政府が労働災害の防止に資する科学技術の振興を図るために行う研究開発の推進及びその成果の普及その他必要な措置に係る努力規定である。具体的には、労働安全衛生総合研究所の運営、厚生労働科学研究費補助金の交付等がこれに当たる。

第 108 条の 2 は、職業性疾病の発生状況等に関する疫学的調査その他の調査に関する権限等を定めるものである。第 108 条の 2 の規定に基づく疫学的調査は、情報保護との両立の困難等により、あまり実施されていない。

安全衛生その他の労働条件の確保を目的とする国の援助は、工場法施行とともに形を変え、あるいはその大義名分を変えながら絶えず行われてきた。

本稿で取り上げた第 106 条から第 108 条の 2 までは、国が労働安全衛生に関して行う事業の根拠となる規定であるが、その内容はその性質上抽象的で、努力義務ないし権限規定であり、またその事業の実施には経費がかかるがこれは義務的経費ではなく裁量的経費である。このような状況から、事業の新規創設や廃止は、各時代の政治状況等に大きく左右されてきた。

有意義でない事業を漫然と存続させるようなことがあってはいけませんが、事業廃止が労働災害の発生に影響する可能性を考えると安易な事業廃止も避けるべきであり、また長年蓄積されたものを一旦廃止すると後でこれを再生することは難しい。安全衛生に関する事業評価については、事業仕分け等の議事録やその後の事業評価関係資料等をみても、少なくとも安全衛生事業に関して有効な評価手法があるとは言い難い。国の援助事業一般に言えることとして、新しい政策課題や事業者の努力義務とされている事項のみが事業の対象とされるのに対し、従来からあるが深刻な課題は逆に援助の対象とならないということがある。その結果として、例えばストレスチェック実施の助成金を受けている事業場で、局所排気装置やプレス機械の安全装置を設置していないというアンバランスな事態も生じる。各事業場の安全衛生水準を向上させ、労働災害を減らすという本来の（長期的な）目的のための事業評価手法の研究開発が必要であると考ええる。

参考資料

表 7 社会復帰促進等事業の全事業一覧

（厚生労働省ウェブサイト https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/syahukuzennzigyoku.html, 令和 3 年 10 月 7 日閲覧）

	事業名	主な事業内容
1	外科後処置等経費	・労働災害等による傷病が治癒した後の再手術等、外科後処置に要した経費の支給 (項) 05 社会復帰促進等事業費 (事項) 08 被災労働者等の社会復帰促進・援護等に必要経費
2	義肢等補装具支給経費	・労働災害等による両上下肢の亡失、機能障害等が残存した者の義肢等補装具の購入等に要した費用の支給 (項) 05 社会復帰促進等事業費 (事項) 08 被災労働者等の社会復帰促進・援護等に必要経費
3	特殊疾病アフターケア実施費	・20 傷病（せき髄損傷、精神障害等）を対象として、医療機関での診察等に要した費用の支給 (項) 05 社会復帰促進等事業費 (事項) 08 被災労働者等の社会復帰促進・援護等に必要経費
4	社会復帰特別対策援護経費	・療養期間が長期間に及ぶ振動障害等の疾病に罹患した者への賃金の一部補填や職業転換等に要する費用の支給 (項) 13 業務取扱費 (事項) 08 保険給付業務に必要な経費
5	CO 中毒患者に係る特別対策事業経費	・「炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法第 11 条」に基づき、CO 中毒患者の特性を十分に考慮した診療体制等の整備 (項) 05 社会復帰促進等事業費 (事項) 08 被災労働者等の社会復帰促進・援護等に必要経費
6	独立行政法人労働者健康安全機構運営費	・療養施設及び労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営等を行う。 ・事業場における災害の予防に係る事項並びに労働者の健康の保持増進に係る事項及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関して臨床で得られた知見を活用しつつ、総合的な調査及び研究並びにその成果の普及を行う。 (項) 06 独立行政法人労働者健康安全機構運営費 (事項)
	独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費	・療養施設（労災病院を除く）の整備等を行う。 (項) 07 独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費
7	労災疾病臨床研究補助金事業	・早期の職場復帰の促進、労災認定の迅速・適正化などに寄与する研究、放射線業務従事者の健康影響に関する疫学研究、過労死等防止対策推進法に基づく調査研究への補助 (項) 05 社会復帰促進等事業費 (事項) 08 被災労働者等の社会復帰促進・援護等に必要経費
8	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法に基づく介護料支給費	・炭鉱災害により、一酸化炭素中毒症にかかった労働者に対する介護料の支給 (項) 05 社会復帰促進等事業費 (事項) 08 被災労働者等の社会復帰促進・援護等に必要経費
9	労災就学等援護経費	・労災年金受給者及びその子弟に対する、学校等に在学する場合の就学に要する経費及び未就学児を幼稚園、保育所等に預ける場合の保育

		に要する経費の支給 （項）05 社会復帰促進等事業費（事項）08 被災労働者等の社会復帰促進・援護等に必要経費
10	労災ケアサポート事業経費	・在宅介護・看護等が必要な労災重度被災労働者等に対する看護師等による訪問支援等 （項）05 社会復帰促進等事業費（事項）08 被災労働者等の社会復帰促進・援護等に必要経費
11	休業補償特別援護経費	・労働基準法第 76 条に基づき使用者が行う休業 3 日目までの休業補償について、事業場の廃止等、やむをえない事由で休業補償を受けることができない被災者に対し、休業補償 3 日分相当額を支給する。
12	長期家族介護者に対する援護経費	・労災重度被災労働者が業務外の事由により死亡した場合の、長期にわたり介護に当たってきた遺族に対する生活転換援護金の支給
13	労災特別介護援護施設運営費・設置経費	・在宅介護を受けることが困難な労災重度被災労働者が利用する労災特別介護施設の運営、整備・修繕 （項）05 社会復帰促進等事業費（事項）08 被災労働者等の社会復帰促進・援護等に必要経費
14	労災診療被災労働者援護事業補助事業費	・被災労働者への診療に要した費用が国から労災指定医療機関に支払われるまでの間の当該費用に相当する額について、（公財）労災保険情報センターが行う無利子貸付事業に対する補助
15	労災援護金等経費	・打切補償費の支給を受けたために現在保険給付を受けることができない被災労働者に対する、療養に要した費用等の支給
16	過労死等防止対策推進事業実施経費	1. 過労死等に関する調査研究 2. 過労死等を防止することの重要性について国民の理解を促す等周知啓発 3. 国民の過労死等防止対策の重要性に対する関心と理解を深めるための「過労死等防止対策推進シンポジウム」 4. 過労死で親を亡くした遺児及びその保護者等を対象とした過労死遺児交流会の実施 （項）01 労働安全衛生対策費（事項）08 労働安全衛生対策に必要な経費
17	安全衛生啓発指導等経費	・安全衛生意識の普及高揚を図り、災害防止活動を効果的に促進させるための全国安全週間・全国労働衛生週間の実施 ・災害防止活動を効果的に促進するための指導や安全衛生教育等を実施 ・車両系建設機械の運転等一定の危険又は有害な業務に従事する者や、作業主任者の一部に義務づけられている技能講習の修了者の利便性を高めるため、技能講習修了証を統合した証明書の発行 ・職場の安全衛生情報の周知・意識啓発をするため、過去の災害やヒヤリハット事例、化学物質等の情報を「職場のあんぜんサイト」にて提供 ・労働者の健康障害を未然に防止するため、有害物質等有害要因を有する事業場に対する監督指導等の実施 ・火災、爆発等の重大な災害の再発や同種災害の発生を防止するため、重大な災害等発生時に徹底的な災害原因調査の実施 ・重篤な労働災害を発生させた事業場等に対して安全管理措置の構築を図るため、当該事業場等に対する継続的な安全指導の実施 （項）01 労働安全衛生対策費（事項）08 労働安全衛生対策に必要な経費

18	安全衛生に関する優良企業を評価・公表する制度の推進	・安全衛生に関する優良企業を評価・公表する制度の推進のため、企業等が自社の安全衛生水準を自己診断できるようにするためのコンテンツを厚生労働省ホームページにて提供
19	設計・施工管理を行う技術者等に対する安全衛生教育の支援事業	・学識経験者、企業の実務担当者等の専門家により安全衛生教育に関する知識を体系的に付与するカリキュラム及び到達目標等を策定し、教材を作成 ・当該教材の公開、教材を使用した講習等を通じ、設計・施工管理を行う技術者等に対する安全衛生教育を支援
20	安全衛生分野における国際化への的確な対応のための経費	・安全衛生分野における国際化への的確な対応のため、OECD 等の国際会議等への職員の派遣、中国との政策対話、日中安全衛生シンポジウムの開催等を実施
21	職業病予防対策の推進	・東電福島第一原発で緊急作業に従事した者の健康の保持増進のため、被ばく線量、健康診断結果等のデータを蓄積するシステムの構築及び健康相談、保健指導の実施 ・廃炉等作業員の健康支援相談窓口の開設、産業保健支援に係る研修会の開催、廃炉等作業員の健康管理に係る情報発信の実施 ・東電福島第一原発・除染作業者の放射線関連情報の国際発信を強化するため、東電福島第一原発作業者の放射線被ばく状況やその対策に関する情報を、厚生労働省の英語版ホームページに掲載及び世界保健機関（WHO）等の国際機関への情報発信の実施 ・東電福島第一原発の被ばく線量低減対策の強化のため、東電福島第一原発における廃炉作業等の施工計画作成者等に対する被ばく低減措置の実施に係る必要な教育の実施 ・被ばく線量低減に関する専門家チームを組織し、効果的な被ばく低減措置の検討、好事例の収集及び元請事業者が作成する施工計画に対する助言の実施
22	じん肺等対策事業	・石綿ばく露によるじん肺等への対策のため、石綿取扱い業務等に従事し離職した労働者等に対する健康管理手帳の交付、特殊健康診断の実施 ・石綿作業に係る適切な石綿ばく露防止対策の普及啓発を行うため、マニュアルを改訂し、厚生労働省のホームページにて情報を掲載 ・石綿除去作業等に対応する行政体制を充実するため、石綿障害防止総合相談員等による石綿除去作業等に係る相談業務、届出の審査等の実施
23	職場における受動喫煙対策事業	・職場における受動喫煙防止対策の推進のため、デジタル粉じん計等の測定機器の貸出 ・職場における受動喫煙防止対策に係る問い合わせに対応するための電話相談及び実地指導 ・喫煙室等を設置する事業場に対して設置費用を一部助成
24	職場における化学物質管理促進のための総合対策	・化学物質による労働者の健康障害を防止するため、新規化学物質の審査及び有害性調査機関の査察 ・職場で利用されている化学物質について、発がん性に重点を置いたリスク評価の実施 ・化学物質による労働者の健康障害を防止するため、化学物質管理に関する相談・訪問指導の実施及び GHS 分類やモデル表示・モデル SDS の作成

		・化学物質による労働者の健康障害を防止するため、化学物質による職業がん対策を行う日本バイオアッセイ研究センター等の施設整備の実施
25	産業保健活動総合支援事業	・労働者の職業病を未然に防止するため、都道府県労働局に労働衛生指導医を設置 ・都道府県労働局長が事業者に対して作業環境測定実施や臨時の健康診断実施を指示する際、労働衛生指導医からの意見の聴取を実施 ・事業場における産業保健活動（メンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援等の取組）に対する各種支援を行うため、事業者、産業保健スタッフ等への研修等の実施、情報提供等を実施 ・労働者数 50 人未満の小規模事業場等に対する訪問指導、相談対応や助成等を実施
26	働き方改革の実現に向けた労働時間の上限規制の定着による長時間労働の抑制等のための取組	・労働基準監督署に配置した時間外及び休日労働協定点検指導員による窓口指導の徹底 ・労働時間管理適正化のための指導が必要な事業場に対する個別訪問指導 ・過重労働解消用パンフレット等を活用した集団指導や自主点検の実施・インターネット監視による労働条件に問題のある事業場情報の収集 ・夜間・休日に無料で電話相談を受け付ける「労働条件相談ほっとライン」の設置 ・労働基準法等の基礎知識、相談窓口及び関係法令に基づき事業場が行うべき手続きの解説や具体的な届出方法のほか、労務管理や安全衛生管理上のポイントについて WEB 上で診断を受けられるサービス等をまとめた労働条件ポータルサイトの設置 ・大学や高校等での法令の周知啓発や労働法教育に必要な指導者用資料の作成 ・36 協定未届事業場に対し自主点検を実施するとともに、基本的な労務管理や安全衛生管理についてセミナー及び個別訪問での専門家による助言等の実施。また、具体的事例を交えて、過重労働による労働者の健康障害防止に特化したセミナーを開催。 ・新規起業事業場向けの情報発信を目的としたポータルサイトにて、労働関係法令の周知及び関係法令に基づき事業場が行うべき手続きの解説や具体的な届出方法のほか、労務管理や安全衛生管理上のポイントについて WEB 上で診断を受けられるサービス等の実施
27	メンタルヘルス対策等事業	・労働者のメンタルヘルス対策のため、ポータルサイト「こころの耳」における情報提供、メール相談・電話相談・SNS 相談の実施
28	治療と職業生活の両立等の支援手法の開発	・疾病を抱える労働者の治療と職業生活の両立支援を行うため、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の参考資料の作成、広報用ポータルサイトの設置、シンポジウムの開催

29	職場におけるハラスメントへの総合的な対応等労働者健康管理啓発等経費	・職場のハラスメントに関するポータルサイトの改修・運営等による周知・啓発 ・パワーハラスメント対策支援コンサルティング等の実施 ・パワーハラスメントに関する実態調査の実施 ・雇用均等指導員による、職場におけるハラスメント事項等にかかる相談対応等 ・パートタイム労働者・有期雇用労働者を雇用する事業主に対する啓発指導の実施
30	建設業等における労働災害防止対策費	・2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、首都圏で増加する建設工事における労働災害を防止するため、安全専門家による巡回指導、新規入職者や管理者等に対する安全衛生教育、外国人建設就労者に対する安全衛生教育を実施 ・東日本大震災及び熊本地震にかかる復旧・復興工事における労働災害の発生を防止するため、安全専門家による巡回指導、新規参入者等に対する安全衛生教育支援を実施 ・足場からの墜落防止措置に係る「より安全な措置」について、専門家による診断の実施、診断結果に基づく改善計画の作成等の現場に対する指導・支援を実施 ・一人親方を対象とした研修会等の実施
31	第三次産業等労働災害防止対策支援事業	・腰痛による労働災害を防止するため、腰痛による労働災害が多発している介護施設等を対象とする腰痛予防教育・対策の講習会の実施 ・高齢労働者の安全衛生対策を促進するため、「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」についてのセミナーを実施 ・中小企業を対象に高齢労働者の安全衛生対策の導入にかかる費用の一部を補助する「エイジフレンドリー補助金」事業を実施 ・外国人労働者に適切な安全衛生教育を実施するため、視聴覚教材や技能講習の補助教材を多言語で作成 ・「外国人在留支援センター」に「安全衛生班」を設置し、外国人労働者を雇用する事業者及び外国人労働者からの安全衛生に関する相談に対応
32	林業従事労働者等における安全衛生対策の推進事業	・伐木等作業における安全作業のためのマニュアルを開発、同マニュアルに基づく、林業の事業場における安全担当者を対象とする安全対策講習会を実施 ・林業従事労働者等における労働災害防止のため、チェーンソー取扱作業指導員による林業の作業現場等の巡回を行うと共に、ガイドブック等を用いたチェーンソー取扱作業指針の周知徹底
33	機械等の災害防止対策費	・最新構造規格に適合していないフルハーネス型墜落制止用器具等の更新を促進するため、中小企業等を対象に、更新に要する費用の一部補助を実施 ・危険性・有害性のある機械等について、危険性・有害性等の調査の促進及び労働災害の防止を図ることを目的として、機械等の検査検定等を行う登録機関の監査指導を実施 ・輸入機械等を中心として市場に流通している型式検定対象機械等（防爆構造電気機械器具）に買取試験を実施 ・自走自律制御機械の安全性を確保するため、関係事業者に対する実態調査を実施 ・設備の老朽化による労働災害防止を目的として、高経年生産設備の実態調査及び安全対策の調査分析を実施

34	特定分野の労働者の労働災害防止活動促進費	・専門相談員による、特定分野（外国人労働者、派遣労働者等）の労働者等からの相談対応 ・外国人労働者等特定分野の労働者の労働災害防止のためのパンフレットの作成
35	自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等	・トラック運送業に関する荷主向け周知用動画の作成および令和元年度に開設したポータルサイトの運用・拡充 ・自動車運転者の労働時間等に係る実態調査を実施するため、実態調査検討会の開催及び調査の実施
36	家内労働安全衛生管理費	・家内労働安全衛生指導員による安全衛生指導 ・家内労働者の危険有害業務について、災害防止対策好事例の収集 ・家内労働の安全衛生確保等に関するセミナーの実施、総合的な情報提供を行うサイトの開設
37	女性就業支援・母性健康管理等対策費	・母性健康管理について周知啓発のためのパンフレット等の作成や配布 ・母性健康管理の措置に関する調査の実施 ・女性労働者や事業主向けの母性健康管理に関するサイトの運営 ・働く女性の健康保持増進のための支援施策の実施に関する相談対応及び講師派遣 ・全国の女性関連施設等に対する働く女性の健康保持増進のための支援事業の周知、情報等提供 ・雇用均等行政に係る行政指導や相談等をデータベース管理し、迅速かつ正確な事務処理を実施
38	多言語相談支援事業	・14ヶ国語の電話通訳に対応した「多言語コンタクトセンター」の活用等により、職場におけるハラスメントや解雇等のトラブルに関する相談対応、紛争解決援助等の多言語化
39	外国人技能実習機構に対する交付金	・監理団体、実習実施者に対する実地検査の実施 ・安全衛生マニュアルの活用等による啓発 ・実習実施者に対する安全衛生セミナーの開催
40	労働安全衛生融資資金利子補給費等経費	・資金面から労働災害の防止措置を行うことが難しい中小企業に対する職場改善機器等の導入資金としての融資の実施（平成13年度以降、新規の融資は廃止しており、現在は融資資金の回収等を行っている）
41	労働災害防止対策費補助金経費	・事業主等による自主的な安全衛生活動を促進し、労働災害を防止するため、労働災害防止団体等が行う労働災害防止活動事業等に対する補助
42	産業医学振興経費	・職場における労働者の健康を管理する産業医の養成及び産業医科大学の運営に対する助成 ・産業医科大学の学生に対する修学資金貸与制度の運営及び産業医の資質の向上を図る研修等の実施
43	就労条件総合調査費	・主要産業における企業の労働時間制度、賃金制度等についての総合的な調査の実施
44	未払賃金立替払事務実施費	・企業倒産に伴い賃金が支払われないまま退職を余儀なくされた労働者に対して、その未払賃金の一部を事業主に代わって立替払する制度の実施
45	過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し	・生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業事業者等に対する助成金の支給 ・働き方改革推進支援センターの設置 ・「働き方改革」に向けた周知・啓発の実施 ・「働き方・休み方改善ポータルサイト」による「働き方・休み方改

		善指標」や企業の好事例等の提供
46	テレワーク普及促進等対策	・適切な労務管理のためのガイドラインの周知啓発やテレワーク導入に関する相談対応及び訪問コンサルティング、テレワーク用通信機器の導入・運用等に要した費用に要した費用の助成等による導入支援 ・企業向けセミナー、労働者向けイベントの開催や先進企業の表彰等を通じた気運の情勢
47	医療労働者の確保・定着に向けた職場環境改善のための取組	・「医療勤務環境改善支援センター」による相談支援 ・勤務環境改善マネジメントシステムの普及促進 ・医療機関の勤務環境改善事例に関するデータベースサイトの運用
48	中小企業退職金共済事業経費	・中小企業退職金共済制度において、事業主に対する掛金負担軽減措置に要する費用の補助
49	独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費・施設整備費	・独立行政法人労働政策研究・研修機構における労働行政職員等に対する研修の実施 ・独立行政法人労働政策研究・研修機構の計画的な施設改修、更新
50	個別労働紛争対策費	・個別労働関係紛争の解決・促進のための「総合労働相談コーナー」の設置 ・都道府県労働局長による紛争解決のための制度の運営
51	雇用労働相談センター設置・運営経費	・国家戦略特別区域に設置した「雇用労働相談センター」における、相談対応・個別訪問指導の実施

資料 1 安全指導員規程（昭和 34 年労働省訓令第 2 号）（昭和 34 年 4 月 13 日（月曜日）付け官報本紙第 9689 号掲載）

◎労働省訓令第 2 号

安全指導員規程を次のように定める。

昭和三十四年四月十三日

労働大臣 倉石 忠雄

安全指導員規程

（設置）

第一条 中小規模事業場等における安全管理の向上を図り、もって、安全行政の円滑な運営と産業災害の防止に資するため、都道府県労働基準局に安全指導員を置く。

（任命）

第二条 安全指導員は、社会的信望があり、かつ、産業安全に関し学識経験を有する者のうちから、労働大臣が任命する。

（職務）

第三条 安全指導員は、都道府県労働基準局長の命を受けて、中小規模事業場等における安全管理についての指導に関する事務に従事する。

（任期等）

第四条 安全指導員の任期は、一年とする。

2 安全指導員は、非常勤とする。

（秘密を守る義務）

第五条 安全指導員及び安全指導員であつた者は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の定めるところにより、その職務に関して知得した秘密を漏らしてはならない。

（政治的行為の禁止）

第六条 安全指導員は、国家公務員法に規定する政治的行為をしてはならない。

（その他の事項）

第七条 この規程に定めるもののほか、安全指導員に関し必要な事項は、労働省労働基準局長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

資料 2 安全指導員（労働省）（昭和 35 年 9 月 21 日（水曜日）付け官報資料版第 10127 号掲載）

安全指導員（労働省）

最近わが国における経済復興とその後の成長は、まことにめざましいものがある。しかしながら一方中小企業における産業災害も。また大企業に比べて多発の傾向にあることはまことに遺憾である。尊い労働者の生命がうばわれて行く数は年々増加の一途をたどり、最近では、年間約六万人に及んでいる。なお、死亡者を含め七十五万人の死傷者を生じており、これに伴う経済的損失は、年間推定一千五百億円に達する憂慮すべき状況である。

そこで労働省では、特に多発傾向をたどっている中小企業に対する安全指導を行なうため、昭和三十四年四月十三日労働省訓令第二号による「安全指導員規定」をつくり、安全指導員制度を設け、産業災害防止に役立てることにした。

安全指導員は一般民間人を起用することとし過去において安全管理に経験の深い人を事業場の中から推せんしてもらい、都道府県労働基準局で審査のうえ、労働大臣が任命することになっている。身分は国家公務員で一般職非常勤職員とされ、都道府県労働基準局におかれ、中小企業の集団指導に当たることになっているが、個々の事業場でも要請があれば指導することになっている。したがって、申し込みを労働基準局にすれば、指導員が派遣されることとなるが、その費用は無料である。

現在全国で安全指導員は一千人が任命されており、災害防止に大きな役割を果たしている。

安全指導員の仕事は、①安全管理一般②研究発表③災害事例の検討会（安全指導員による検討会）④災害事例に対する対策⑤安全器具（安全保護具を含む）に対する取り扱い、ならびに知識の普及⑥集団事業場のパトロールなどである。

なお、安全指導員は中小企業のうち、特に従業員百人以下の事業場を対象に、安全指導を行なうことになっているので、各事業場では、これら指導員の指導を積極的に受け、災害を未然に防止するよう望まれる。

資料 3 労災防止指導員規程（昭和 40 年労働省訓令第 10 号）（昭和 40 年 12 月 18 日（土曜日）付け官報本紙第 11707 号掲載）

○労働省訓令第 10 号

労災防止指導員規程を次のように定める。

部内一般

昭和四十年十二月十八日

労働大臣 小平 久雄

労災防止指導員規程

（設置）

第一条 中小規模事業場等における安全管理及び衛生管理の向上を図り、もって、労働災害の防止に資するため、都道府県労働基準局に労災防止指導員（以下「指導員」という。）を置く。

（任命）

第二条 指導員は、社会的信望があり、かつ、産業安全又は労働衛生に関し学識経験を有する者のうちから、労働大臣が任命する。

（職務）

第三条 指導員は、都道府県労働基準局長の指示を受けて、中小規模事業場等における安全管理及び衛生管理についての指導に関する事務に従事する。

（任期等）

第四条 指導員の任期は、一年とする。

2 指導員は、非常勤とする。

（秘密を守る義務等）

第五条 指導員及び指導員であつた者は、国家公務員法（昭和二十二年法律第一百二十号）の定めるところにより、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

2 指導員は、その地位を利用して、特定の個人若しくは団体の利益を図り、又は紛争に介入すること、その他その信用を傷つける行為をしてはならない。

（その他の事項）

第六条 この訓令に定めるもののほか、指導員に関し必要な事項は、労働省労働基準局長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、昭和四十一年一月一日から施行する。

（安全指導員規程の廃止）

2 安全指導員規程（昭和三十四年労働省訓令第 2 号）（以下「旧規程」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3 この訓令の施行の際現に旧規程による安全指導員である者は、その施行の日におい

て、当該日の前日に所属していた都道府県労働基準局の指導員になるものとし、その任期は、第四条第一項の規定にかかわらず、第二条の規定により、当該都道府県労働基準局の指導員がこの訓令の施行後最初に任命されるまでの間とする。

- 4 この訓令の施行の日から昭和四十一年三月三十一日までの間に任命される指導員の任期は、第四条第一項の規定にかかわらず、四月以上一年三月をこえない範囲内において、各指導員につき労働大臣が定める。

資料 4 労働者災害補償保険の全面的移管について（厚生省労働基準局監督課，昭和 22 年）

（松本岩吉『労働基準法が世に出るまで』（労務行政研究所，昭和 56 年 2 月）275～279 頁から転載）

◎労働者災害補償保険の全面的移管について

理 論 上 の 問 題

- 一、労働者災害補償保険は憲法第二十七条に基いて規定された労働条件を保険化したものであって、憲法第二十五条に言う社会保障を目的とする他の社会保険とは根本的に異なる。
- 二、従って疾病、老齢その他人間不可避の事故について一般国民を対象とする社会保険法が制定される場合においても、これと、企業経営の責任上、当然の義務として労働者の災害を賠償せんとする労働者災害補償保険は性質上峻別すべきものである。
- 三、社会保障法が実施されている英米に徴しても、労働者災害補償保険法はこれを峻別され別個に取扱われている。

実際上の問題 一、積極的理由

- 一、健康保険は点数計算制の保険であって、その給付額は実際の治療分の三分の一程度にしか相当せぬ場合が多いが、労働者災害補償保険は治療費全額負担の保険である。之を同一保険官署で所管させることは、労働者災害補償保険の治療費の給付内容を低下させる危険性がある。
- 二、健康保険及年金保険の金銭給付は郵便で請求できるが、労働者災害補償保険の大宗をなす障害補償の給付に当っては障害等級認定のため、必ず労働者の出頭を必要とする。全国に亘り県庁の外僅かに四十一ヵ所の出張所しか持たぬ保険官署に比し、都道府県基準局の外三百三十六ヵ所の組織網を持つ労働基準監督署を利用することは、労働者にとって遙かに便利である。
- 三、労働者災害補償保険行政の中心をなすものは障害等級の認定事務であるが、右の認定事務は労働者災害補償保険法適用外の事業及び進駐軍労働等に於ける災害補償の認定並びに労働者災害補償保険法適用事業に於ける労働基準法上の災害補償義務の認定事務とも統一的に取扱うことが必要であり、且つ、行政の経済化を図る所以でもある。
- 四、前掲の認定事務が統一されない場合、労働者災害補償保険法適用事業に於て、保険官署の認定と労働基準官署の認定が相違するときは使用者は労働基準官署の認定に従い差

額補償をせねばならぬこととなる。従来の実例に徴し両者の認定は相当に頻発するものと考えられるが、その都度災害補償に関し労使の間に紛議が起ることになる。

五、労働者災害補償行政は作業条件の改善を目的とする産業安全、労働衛生行政と不可分の関係に立つ。労働者災害補償保険法立案の当時、保険局が自ら安全衛生行政を主管するための規定を起草したのもかかる理由によるものであり、右の規定が削除された後に於て現在尚、その予算に於て安全衛生指導行政費を計上しているのも右の事情を裏書きするものである。国は一般会計に於て多額の予算を安全衛生行政のために計上しているが、租税と同じく強制力を以て国民より掛金を徴収する保険が安全衛生について二重行政を行うため多額の予算を計上しているのは、国家の財政的損失であるのみでなく行政の紛淆を来すものである。

実際上の問題 二、消極的理由

一、労働者災害補償保険の保険料徴収技術は、月々労働者の俸給より保険料を徴収する健康保険、年金保険及び失業保険と異り、一年に一回（最大の場合一年三回）使用者より概算払いで一括して徴収するので、その徴収事務は極めて簡単であり之を他の保険と形式的に統一して保険官署に所管させる必要はない。

二、健康保険はその治療費について点数計算制をとり、之に基き医師会と契約を結んでいるので、その限度で医療行政と深い関係を持つが、労働者災害補償保険の治療費は実費主義であるから、如何なる医療機関を利用するにしても之に現実の治療費を支払へばそれで問題は解決するのであって、医療行政とは本質的に何の関係も持たない。

三、労働者災害補償保険を健康保険より分離した場合、業務外の一元的認定が不可能になり労働者の保護に欠けると言う議論があるが、国の法律で業務上の負傷疾病を定めるのは労働基準法のみであり、労働基準法で業務上と認定されたもの以外は当然業務外として取扱わるべきものであって、健康保険がかかる場合にこれを業務上なりとして給付を拒むならばそれは違法の措置である。

歴 史 的 な 事 情

一、現行の労働者災害補償保険は、昭和六年制定当時より昭和十三年迄中央に於ては、保険行政の一部門としてではなく、労働行政の一部門として所管されてきた。厚生省設立に当り保険行政統一の名の下に、中央は保険院に移管されたのであるが地方庁に於てはその後も引続き今次戦争に至る迄労働行政の一部門として取扱われて来た。保険行政統一の原則が、その後簡易生命保険の分離等によって破棄されたとき、労働行政は戦時中の沈滞期に在ったため労働者災害補償保険は今日迄労働行政に復帰しなかったものである。

二、工場法、鑛業法の下では、労働者が社会保険の被保険者である場合に於ては、使用者は之等の労働法規の規定する災害補償義務を全免されることになり、労働法規はその限度で機能を失うことになっていた。然し、労働法規がその機能を喪失したにも拘らず、之を代行すべき社会保険は制度的にも運用上も極めて不十分であって労働者は多年に亘り労働法規が保証するその権利を侵害されて来た。新しい労働者災害補償保険法が制定

されたのはかかる事情に基くものである。

興 論

一、労働者災害補償保険と労働行政の一元的運営は労働者、使用者双方の一致せる意見であり、之に対し、労働者災害補償保険を他の社会保険と一元的に運用すべしと言うのは、保険行政に関係する現役及び退役の官吏並びに社会保険制度審議会をめぐる一部の関係者のみである。

